

## 資料編



# 資料編

## 資料編目次

### 1. 歴史資料（明治期の図面類）

- 1-1. 明治4年 「平尾金沢県邸之図」
- 1-2. 明治14年 「第一軍管地方二万分一迅速図・フランス式彩色地図」
- 1-3. 明治20年 陸地測量部「東京近傍図」
- 1-4. 明治26年 「東京府武蔵国北豊島郡全図」
- 1-5. 明治42年 大日本帝国陸地測量部 「王子」図
- 1-6. 明治44年 東京逡信局「東京府北豊島郡板橋町」図

### 2. 歴史資料（大正時代以降の図面類）

- 2-1. 大正10年 文庫 - 柚 -375「関東地方震災関係業務詳報附表及附図」
- 2-2. 昭和9年 陸軍省 大日記「昭和9年度事業費工事一部計画変更実施の件」
- 2-3. 昭和11年 陸軍省 大日記 乙輯 S12-2-34
- 2-4. 昭和12年 陸軍省 大日記「昭和12年度事業費工事追加実施の件」
- 2-5. 昭和14年「要図第11号火工廠本部及板橋火薬製造所 縮尺二千分之一」  
(2-1. ～ 2-5. 防衛省防衛研究所所蔵)
- 2-6. 昭和18年「東京第二陸軍造兵廠本部及板橋製造所構内図」  
(加賀五四自治会(肥田一穂氏寄贈)文書、板橋区立郷土資料館所蔵)
- 2-7. 昭和22年「旧二造建物転換使用の件」  
(東京渉外部文書、東京都公文書館所蔵、請求番号 326-F7-13-14)
- 2-8. (昭和46年以降)「財団法人野口研究所配置図」

### 3. 公園図面

- 3-1. (昭和60年以前)加賀公園 計画平面図
- 3-2. 昭和60年 加賀公園改修工事 全体計画平面図
- 3-3. 昭和60年 加賀公園改修工事 こわし工図
- 3-4. 平成20年 加賀公園改修工事 現況及び撤去平面図
- 3-5. 平成28年 公園台帳 現況平面図(加賀公園)
- 3-6. 平成28年 公園台帳 施設構造図(加賀公園)

#### 4. 歴史的建造物調査成果

4-1. 板橋区内旧野口研究所建造物平面実測図作成委託業務報告書

4-2. 旧理化学研究所板橋分所建造物実測図作成委託業務報告書

#### 5. 文化財関連法規

(1) 文化財保護法（抄録）

(2) 文化財保護法施行令（抄録）

(3) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抄録）

(4) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抄録）

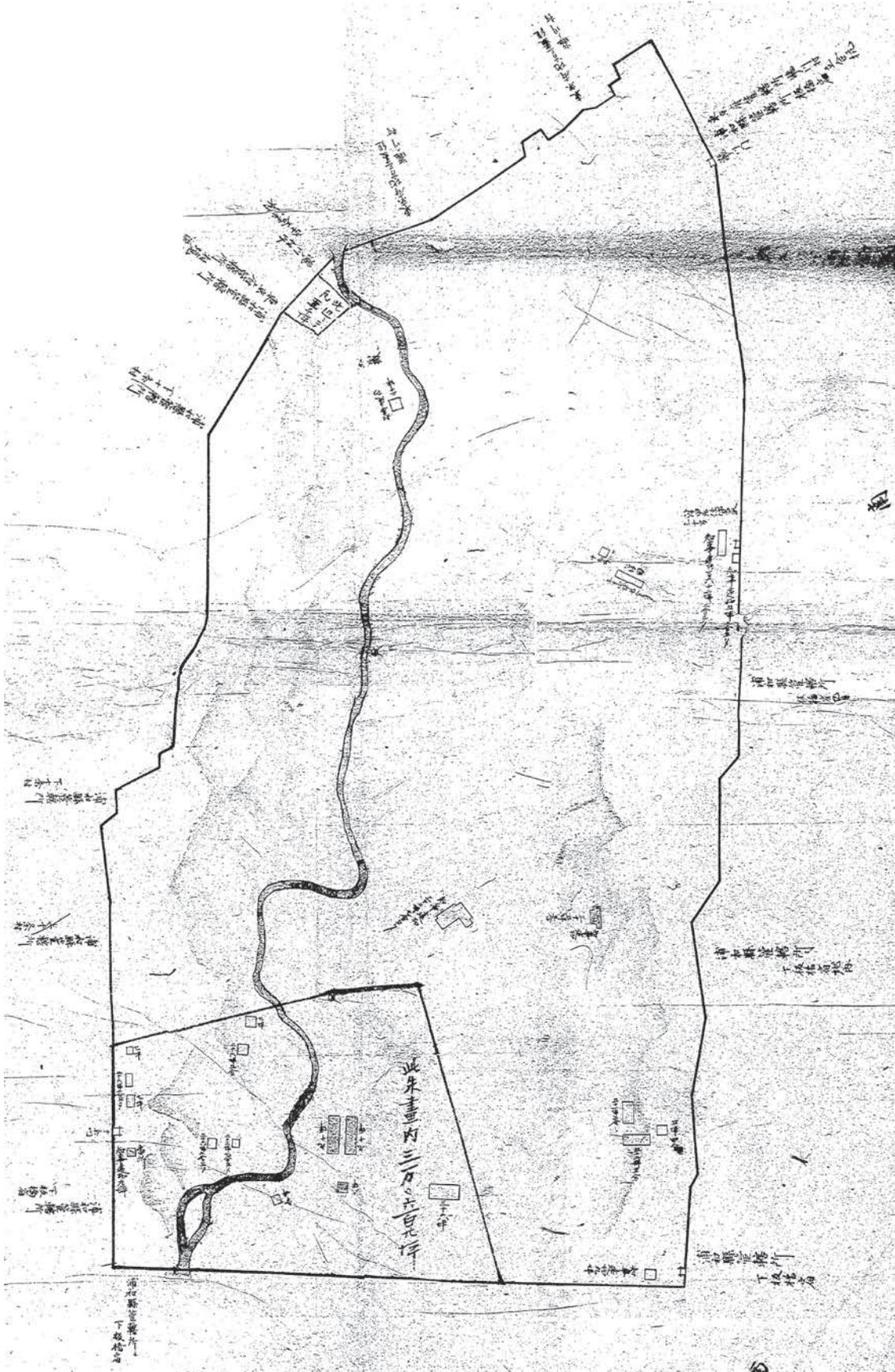
(5) 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抄録）

#### 6. 重要文化財（建造物）保存活用計画の作成要領

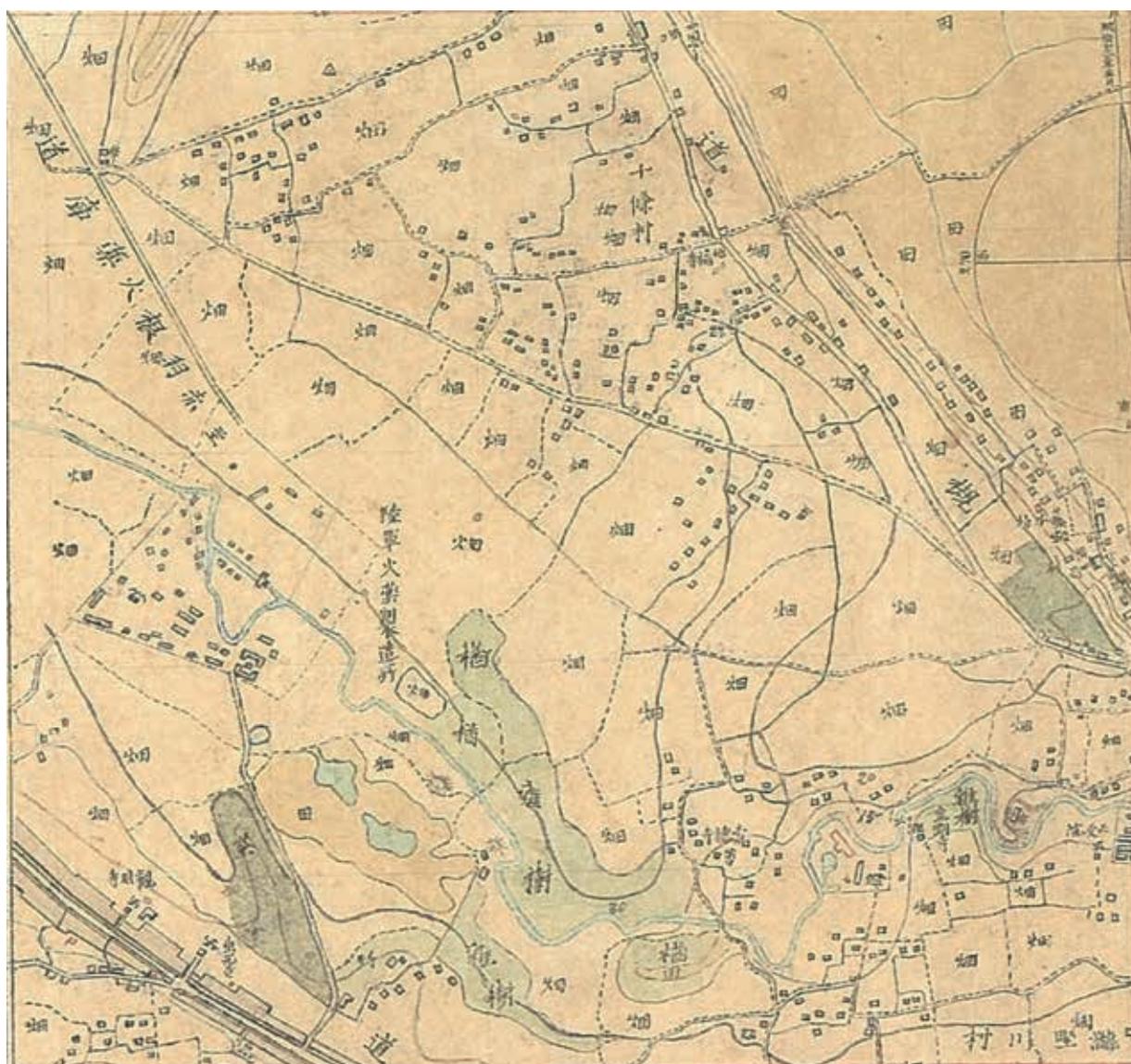
#### 7. 史跡公園イメージパース

# 1. 歴史資料（明治期の図面類）

## 1-1. 明治4年 「平尾金沢県邸之図」



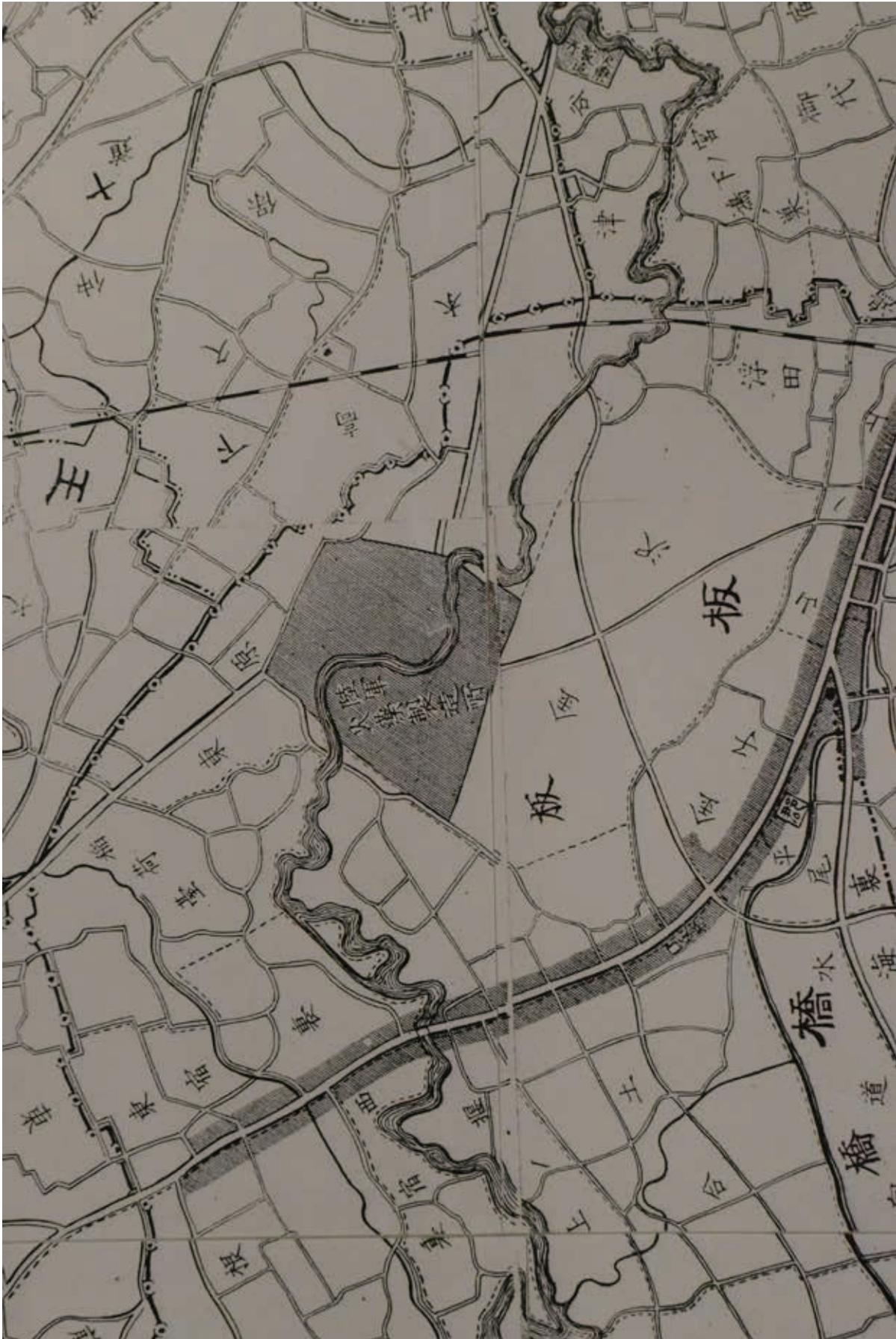
1-2. 明治 14 年 「第一軍管地方二万分一迅速図・フランス式彩色地図」



1-3. 明治 20 年 陸地測量部「東京近傍図」



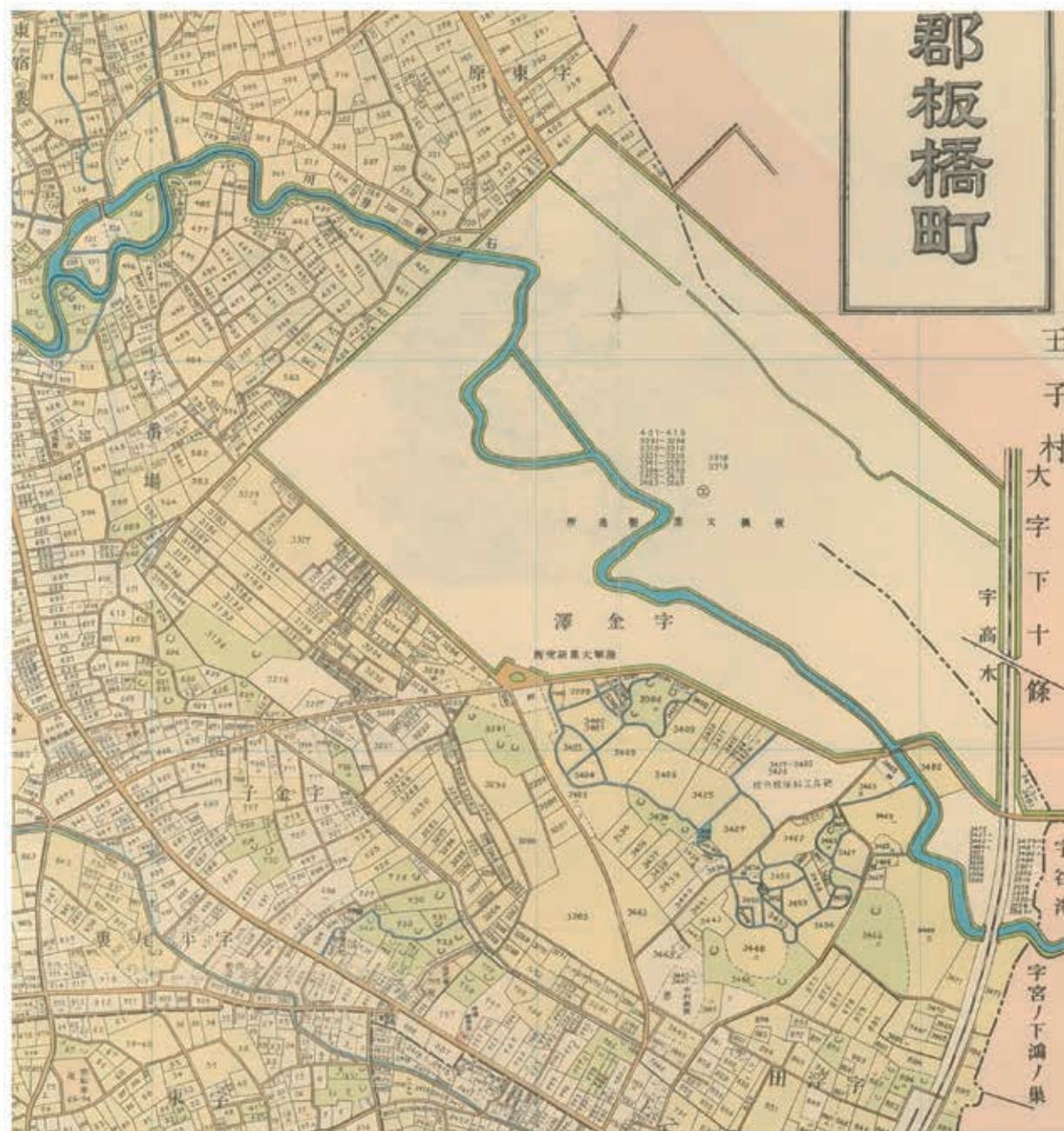
1-4. 明治 26 年 「東京府武蔵国北豊島郡全図」



1-5. 明治 42 年 大日本帝国陸地測量部 「王子」 図



1-6. 明治 44 年 東京逓信局「東京府北豊島郡板橋町」図



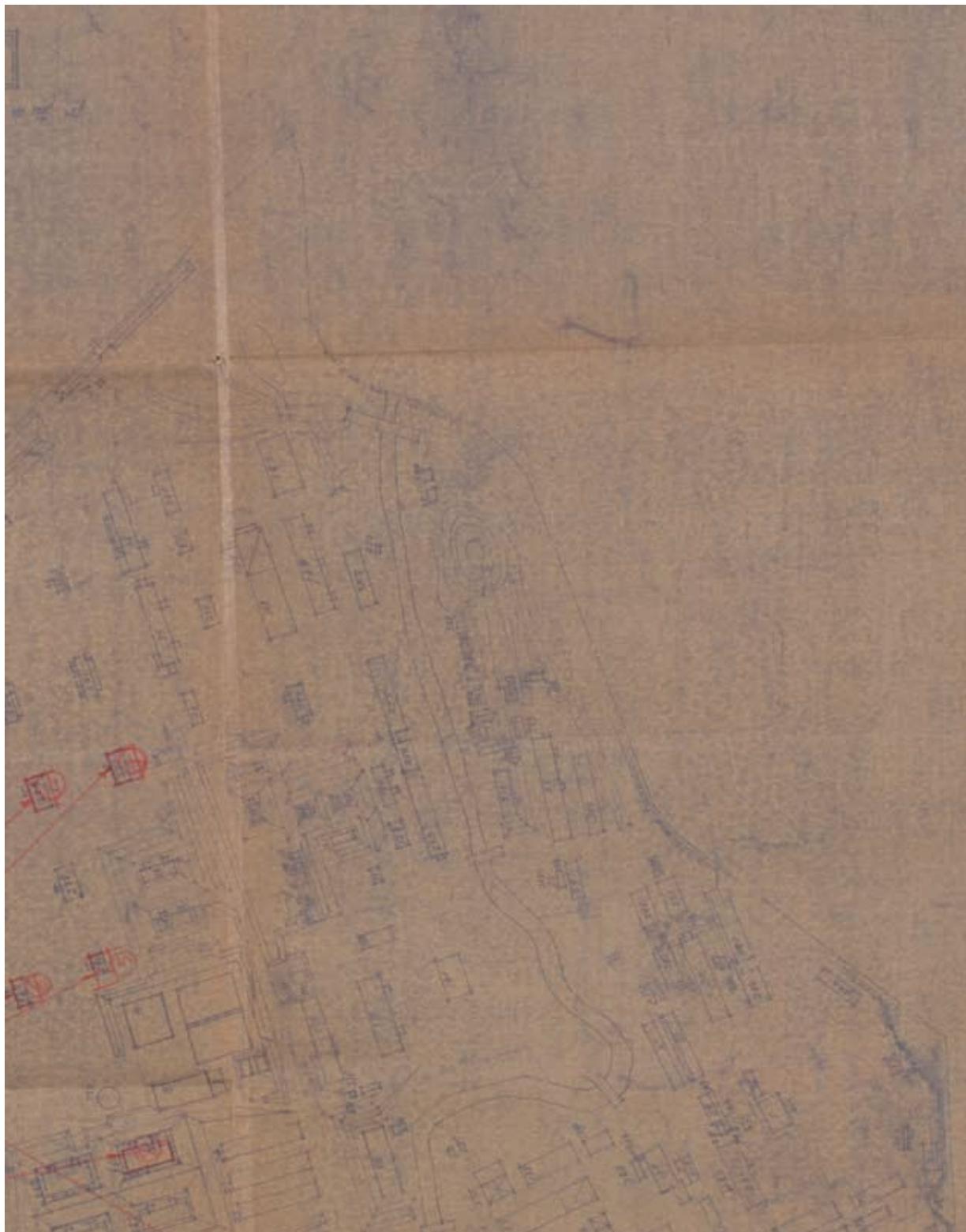




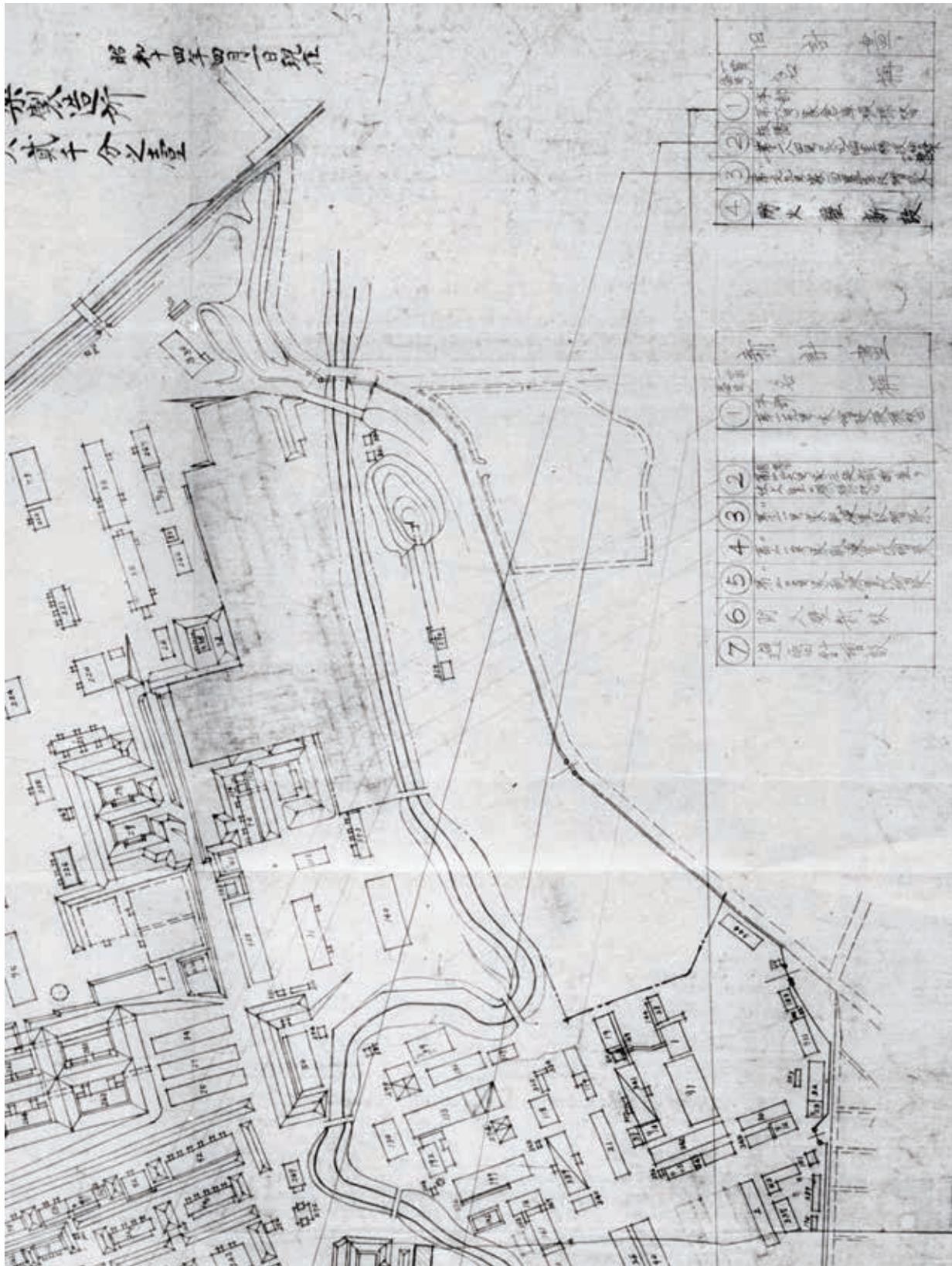
2-3. 昭和 11 年 陸軍省 大日記 乙輯 S12-2-34 (防衛省防衛研究所所蔵)



2-4. 昭和 12 年 陸軍省 大日記「昭和 12 年度事業費工事追加実施の件」  
(防衛省防衛研究所所蔵)



2-5. 昭和 14 年「要図第 11 号火工廠本部及板橋火薬製造所 縮尺二千万分之一」  
 (防衛省防衛研究所所蔵)



2-6. 昭和 18 年「東京第二陸軍造兵廠本部及板橋製造所構内図」

(加賀五四自治会(肥田一穂氏寄贈)文書、板橋区立郷土資料館所蔵)



2-7. 昭和 22 年 「旧二造建物転換使用の件」

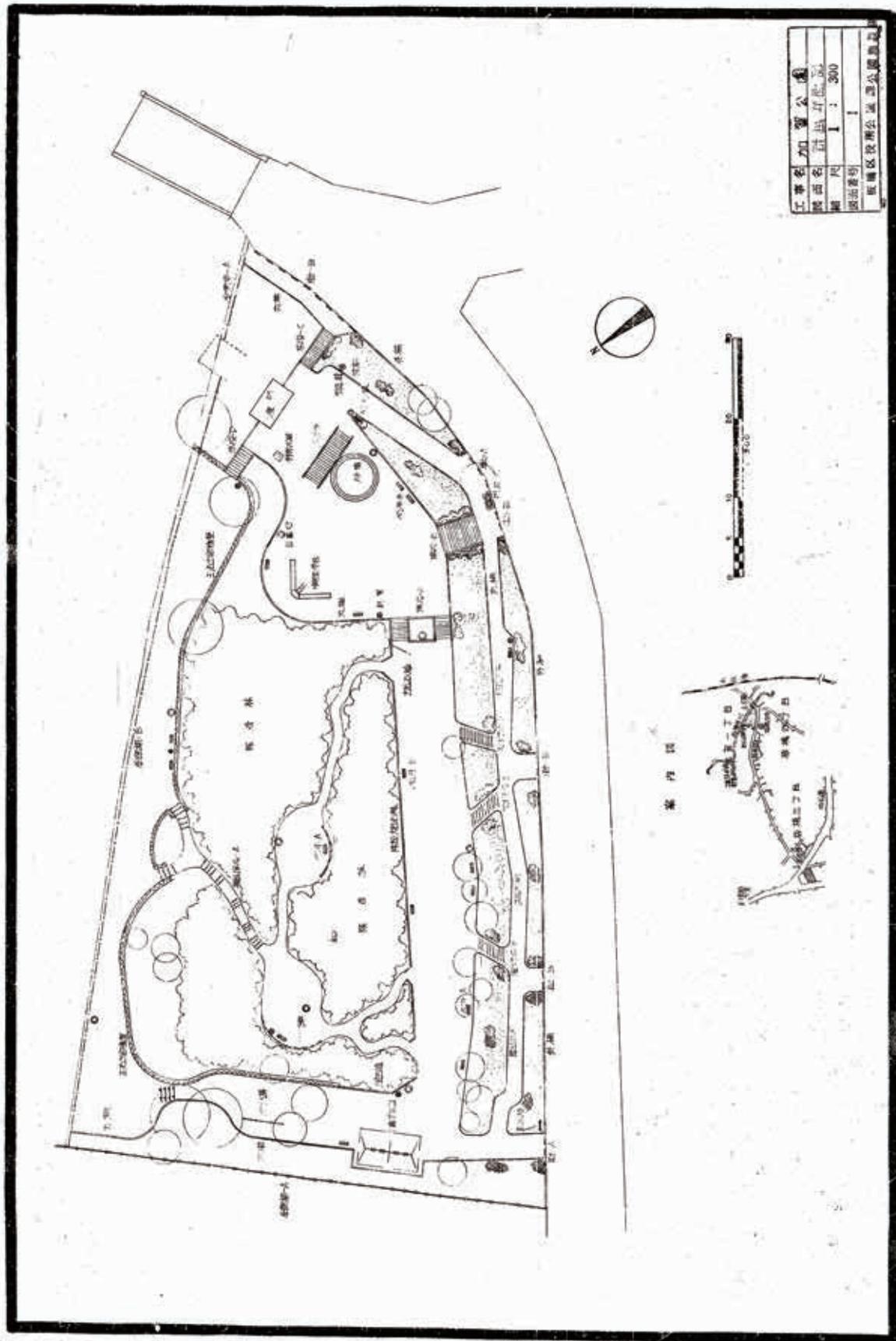
(東京渉外部文書、東京都公文書館所蔵、請求番号 326-F7-13-14)



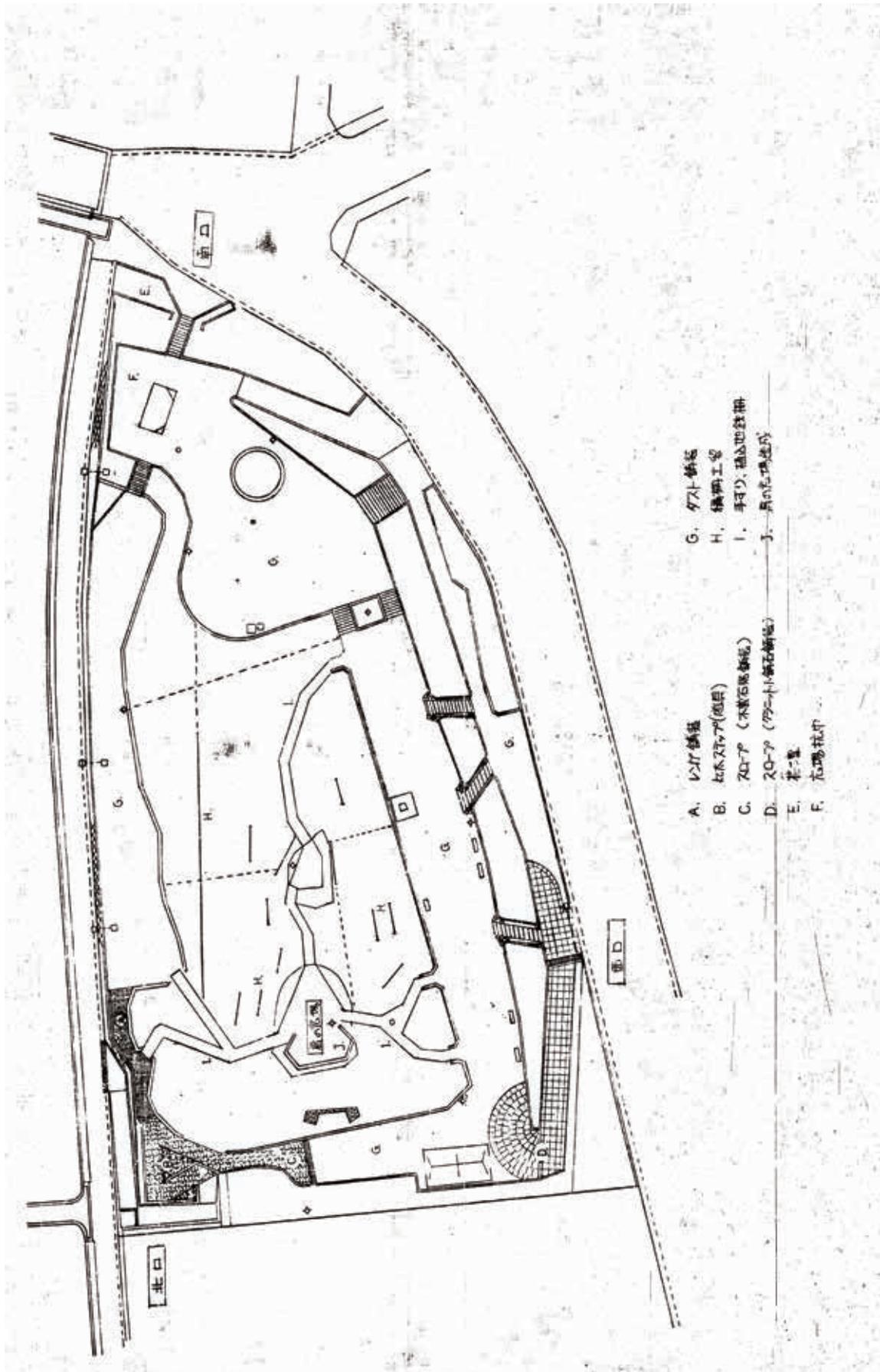


### 3. 公園図面

3-1. (昭和 60 年以前) 加賀公園 計画平面図



3-2. 昭和 60 年 加賀公園改修工事 全体計画平面図











#### 4. 歴史的建造物調査成果

##### 4-1. 板橋区内旧野口研究所建造物平面実測図作成委託業務報告書

(平成 29 年 2 月 20 日作成)

#### 凡例

1. 本書は、板橋区内旧野口研究所建造物平面実測図作成委託仕様書に基づく業務報告書である。

#### 2. 執筆者

編集・執筆 二村悟 有限会社花野果 代表取締役博士（工学）

実測・図面作成 防越麻美 フリー修士（工学）

齋藤史弥 工学院大学大学院修士課程 1 年

渡辺俊裕 工学院大学 3 年後藤研究室

加藤勇作 工学院大学 3 年後藤研究室

板橋区担当者 小西雅徳 板橋区教育委員会文化財係長

吉田政博 板橋区教育委員会文化財副係長

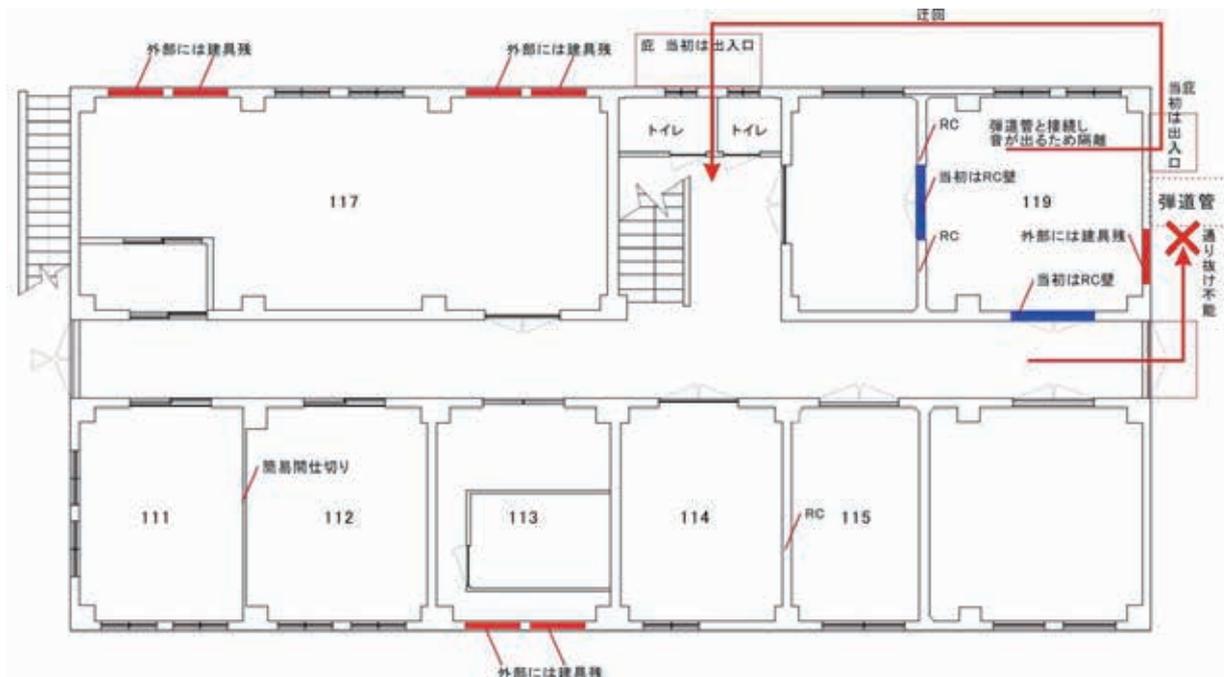
千葉佳夜 板橋区教育委員会文化財係員

#### 3. 実測調査日 2017 年 1 月 15 日

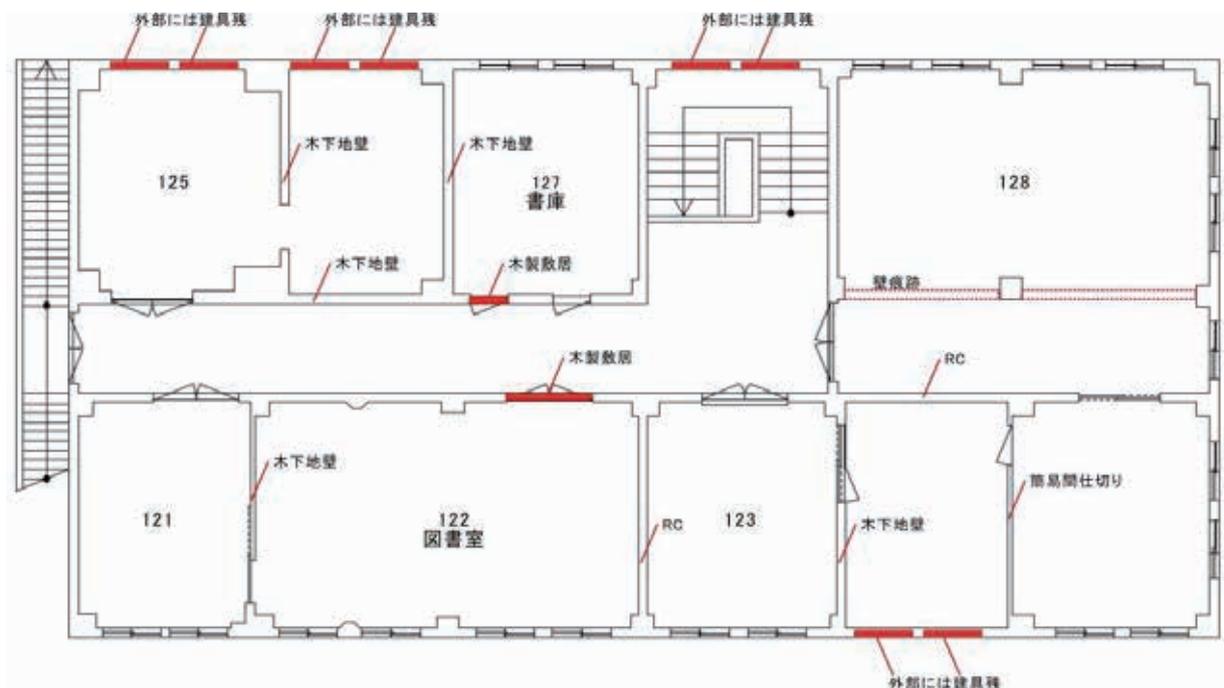
注：本報告書の記述は調査当時の状況を表しており、現存しない 2 号館の記述も含まれている。また、明らかな誤記・誤植等は修正した。

## 1号館

旧野口研究所1号館は、鉄筋コンクリート造2階建てで、1階廊下に残る当時の分電盤（株式会社杉生電機製作所製）の昭和17年8月製造の銘板や昭和18年発行の地図に確認でき、それ以前の地図では小規模な建物絵が描かれているため、戦争も押し迫った頃に建てられたと推定される。



[図1] 1階平面図



[図2] 2階平面図

外部に面した開口は、全体として更新されているが、1階の窓は南側面を中心にスチールサッシ、その他はアルミサッシである。スチールサッシは当初のものである可能性もある。廊下の東西の出入口には、花崗岩の沓摺石 [図3] が残る。

天井は、廊下は仕上げがないが、各室は後の更新でジプトーンなどが貼られている。



[図3] 1階西側出口の沓摺



[図4] 上・廊下と下・書庫内の床取り合い

床は、1、2階共に廊下はモルタル塗で、2階127書庫内もモルタル塗の床 [図4] が残る。この他は、後の更新でジュータンやリノリウムなどの床材が敷かれている。

巾木は、劣化して赤茶けた様子が見られる部分は当初部分と推定されるが、基本的にモルタル巾木は塗り直されたものと考えられる。

階段は、手摺壁や笠木、巾木に人造石研ぎ出し仕上 [図5] が用いられている。



[図5] 階段踊り場の手摺壁

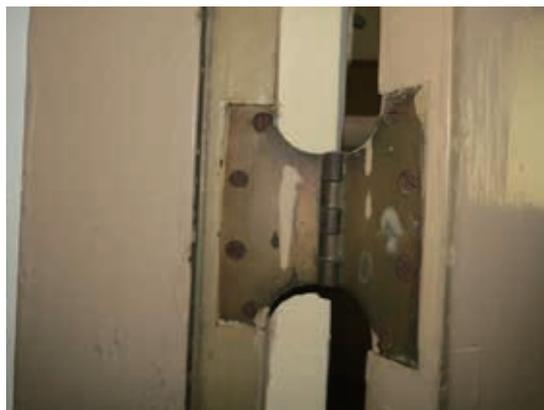


[図6] 121号室欄間

室内の建具は、1階はアルミ建具に更新されており、2階には木製建具も見られるが当初のもので推定されるのは127書庫の出入口2ヶ所、121号室 [図6]、122図書室、123号室の横軸回転窓の欄間と建具枠である。127号室書庫の2ヶ所の木製扉 [図7] は、当初のもので推定され、丁番 [図8] も当時のままであると推定される。



[図 7] 127号室書庫の木製扉



[図 8] 丁番

各室を見ると、128号室は、独立柱等に壁が取付いていた痕跡があるため、元々は部屋が仕切られ、廊下があったものと推定される。



[図 9] 左側 P2 実験室 欄間は埋められている。右の 119 号室は欄間がない。



[図 10] 119号室から隣室を望む

119号室は、一室だけ廊下側の出入口が欄間のないアルミ建具が納まっており、当初は壁であったと考えられる。123号室など他も現在は欄間がないが、これらは埋められた痕跡がある。また、119号室と隣室との境の壁は鉄筋コンクリート造であり、一部を抜いて開口としているが、当初は壁であったと考えられる。隣室の階段側の開口には、現在はアルミサッシが納まっているが、ここには室内側に木製の建具枠 [図 11] が残っており、当初から開口があったことがわかる。

一方、P2 実験室と 115 号室の間の壁は鉄筋コンクリート造であるが、中央部には開口部の痕跡がある。当初から開口部だったのか、後に開けた開口を再度埋めたのか、この点は不明である。

年代が想定できるものとして、分電盤がある。株式会社杉生電機製作所製のもので、昭和 17 年 8 月製造の刻印があるものが 2 ヶ所 [図 12] ある。2015 年 7 月 27 日の調

査時には分電盤内には「発射室」[図 13] のラベルがあったが、現在はなくなっている [図 14]。この他は、室内は設備改修も多く、古い時代の設備等はほとんど見ることができなかった。



[図 11] 木製の建具枠跡



[図 12] 分電盤



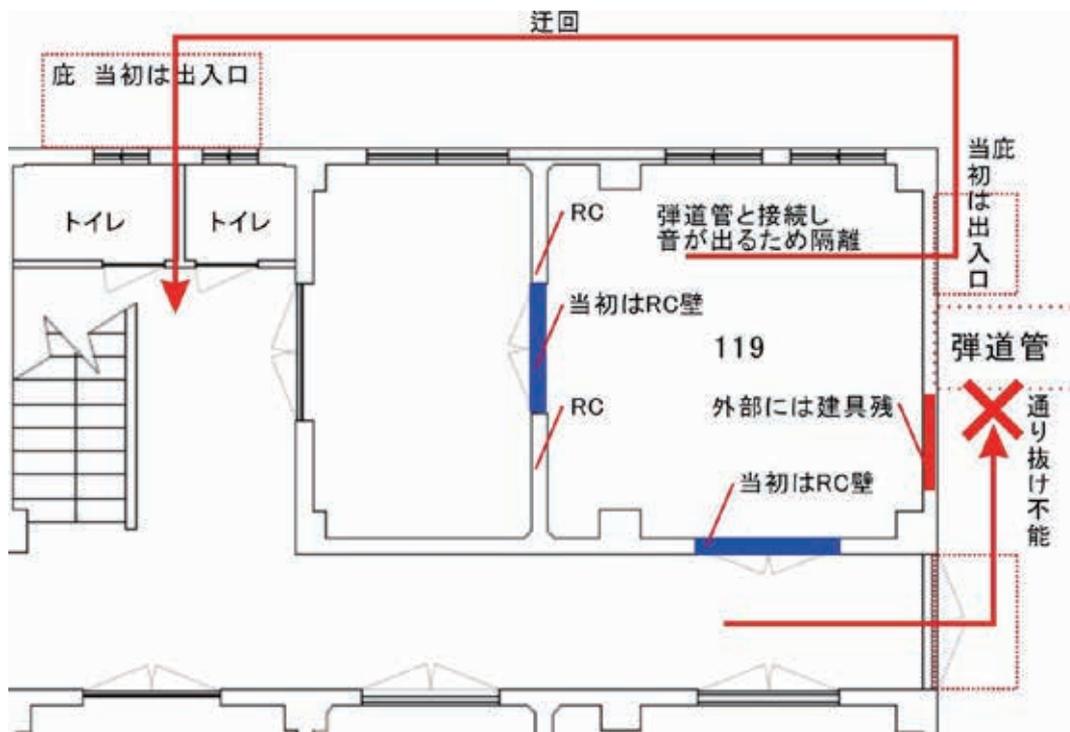
[図 13] 2015年7月27日「発射室」ラベル



[図 14] 今回調査時 ラベルがない

考察的な話題となるが、この「発射室」は現在の 119 号室 [図 15] のことを指すと見られる。ここには外壁面に弾道管が接続し、室内から発射試験を行っていたことが明らかになっている。つまり、かなり大きな音が出るはずなので、室内側とは縁を切る必要があったはずである。その点から見ても、中廊下側や隣室側の壁は鉄筋コンクリート造で埋められていたものと考えられる。また、現在トイレになっている階段下 [図 16] と 119 号室の東側 [図 17] には庇跡が残っている。現在は、庇部分は壁面となっているが、庇がある以上ここには出入口があったはずである。弾道管が壁面に接続すると 119 号室の出入口から中廊下には向かえないため、背面を廻り、背面側から中廊下に向けて出入りしていたものと考えられる。弾道管を切断することで、これら動線の不具合は解消されるため、外壁側の開口を埋め、中廊下に直接開口を設けたのだろう。この痕跡があることで、1 号棟は単に陸軍施設内の事務所や研究棟とい

う位置付けではなく、軍事に関連した施設という近代化の遺産としての評価が可能になる。陸軍施設内の事務所や研究棟というだけでは、評価において他所の優れたものが相手となるが、この痕跡を持ち、かつ弾道管が残ることで、この施設の価値は他所のハードが優れた施設とは一線を画すことができ、ソフトがハードに影響を与えたという意味での産業遺産的な価値が見出せる。



[図 15] 119 号室



[図 16] 階段側の庇



[図 17] 119 号室部分の庇



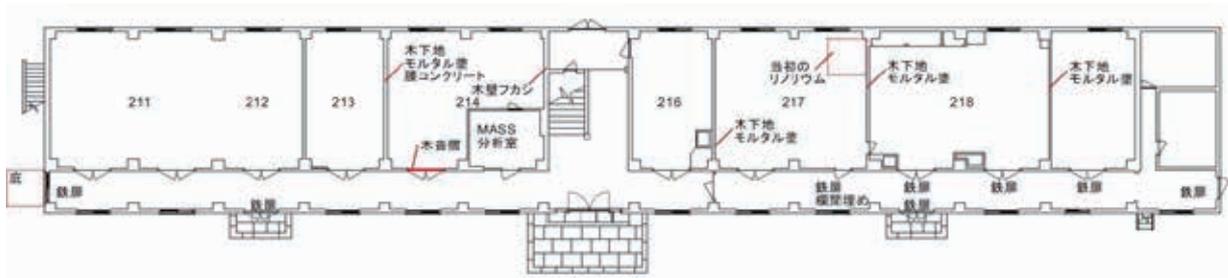
[図 18] 122 図書室内の柱



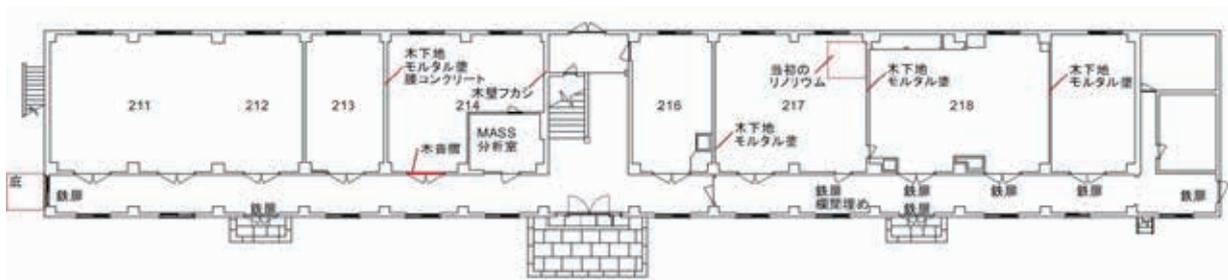
[図 19] 122 図書室内の柱

もう一点、122 図書室には [図 18、19] のような八角形となる柱型が付く。天井裏は見えないため、梁を受けているかどうかは不明であり、仮に梁を受けていたとしても 1 階には柱がないので荷重は逃がしようがない。この柱には構造や機能としての意味があるはずだが、今回の調査ではこの点は不明なままである。

## 2 号館



[図 20] 2 号館 1 階



[図 21] 2 号館 2 階

2号館は、陸軍時代の火薬研究所の本館的な役割を果たした建物で、鉄筋コンクリート造2階建て、昭和9年4月1日発行の地図で「火薬研究室」として確認できる。

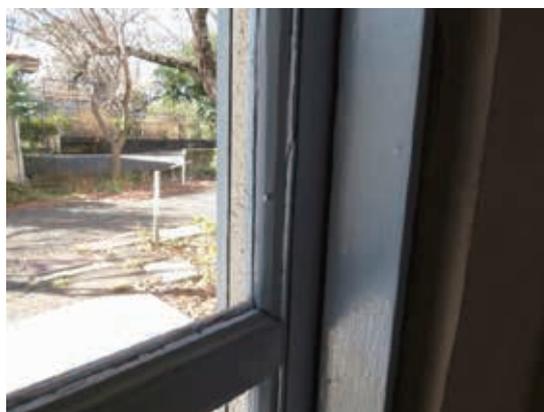
外壁は、全体的に下塗りのモルタルと吹付仕上げで直されており、当初の様子をうかがい知ることができない。

外部に面した開口は、全体としてアルミサッシに更新されているが、1階中央玄関は枠を含めて木製建具が残されている [図 22・23]。ガラスは一部を除き更新されている。本館的な機能を備えたことから中央からは上官、左右から下士官が出入りしたものと推定される。中央は内開きで、こうすることで外から侵入する上官に扉を向けるのではなく、招き入れるような開き勝手となるので、従者が歩きながら歩行を妨げることなく先行して開けることが可能であったと推定される。扉を内開きとして従者が扉を開けて立ち、廊下からの歩行を遮ることで、出入りする上官と無用な衝突を避ける意味もあったのだろう。両側の扉は、内開きとすると廊下を歩く人にあたるため、外開きとなっている。

天井は、廊下は仕上げがないが、各室は後の更新でジプトーンなどが貼られている。廊下の天井高さは、数カ所で測定したが数字にはばらつきがあり、さほど施工精度が高くないことを示唆している。



[図 22] 中央玄関建具



[図 23] 中央玄関建具



[図 24] 床の真鍮製の目地棒



[図 25] 床の真鍮製の目地棒

床は、1、2階共に廊下はモルタル塗だが、1号館とは違い真鍮の目地棒〔図24・25〕で仕切られている。やはり、1号館が中廊下型で元々実験を対象とした建物であったことに対して、2号館は南側に廊下を確保するという変則的な計画をしており、本館機能を備えたために重役が訪れたと考えられる。そのため、床に真鍮製の目地棒を用いて装飾性を高めたのだろう。この他は、後の更新でジュータンやリノリウムなどの床材が敷かれている。床は、217号室の更新された床の一部に当初のリノリウムが露出している〔図26〕。

巾木は、劣化して赤茶けた様子が見られる部分は当初部分と推定されるが、基本的にモルタル巾木は塗り直されたものと考えられる。1階階段下の物置は、扉や丁番、枠など当初の様子をよく留めているが、この部分に残された巾木は赤く〔図27〕、これに後年塗装をしている。つまり、下地がこの状態でない巾木は、後にモルタルで真似られたものである。



〔図26〕 217号室の床リノリウム



〔図27〕 1階階段下物置の巾木



〔図28〕 階段



〔図29〕 階段

階段は、手摺壁の巾木と笠木、階段と巾木に人造石研ぎ出し仕上〔図28-31〕が用いられている。手摺壁は白色に塗られているが、当初から白塗であったかは不明である。1号館は階段がモルタル塗で滑り止めがなかったことに対して、2号館では研ぎ

出しの階段にタイルの滑り止めが設けられるなど、仕上げを差別化して格式の違いを出している。片廊下として、階段周りに窓も広く取っていることから、階段自体も清潔で明るい。



〔図 30〕 階段



〔図 31〕 階段

室内の建具は、全面的に更新されているが、基本構成は1号館と同様で欄間が付く。欄間も多くは埋められているか、使用不能となっている。

中央玄関部分〔図 32・33〕は、開口も広く、天井も高く、廊下も南側に付くため、とても明るく小気味いい空間が広がる。同時に階段も2階北側からの彩光もあるため、かなり明るい空間が演出されている。



〔図 32〕 中央玄関をに入って西を望む

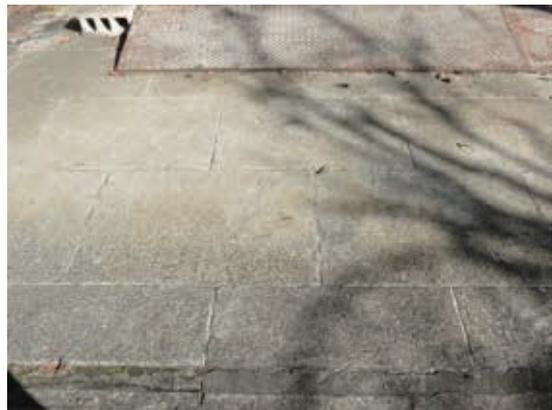


〔図 33〕 中央玄関をに入って東を望む

中央玄関には、沓摺石 [図 34] や外部に石敷きがそのまま残されている [図 35]。庇は長く持ちだしているが、根元に装飾された持ち送りで支えながら徐々に細くなっている。持ち送りの内側は庇表面も同様に段差が付くが [図 36]、持ち送りから外側は段差を設けずに、庇を軽く見せるために端部を薄く [図 37] シャープに見せる意匠を用いている。



[図 34] 沓摺石



[図 35] 玄関外部の石敷き



[図 36] 段差が設けられた持ち送り



[図 37] 持ち送り外側は薄い庇が保たれる



[図 38] 分電盤 昭和 16 年 10 月製造



[図 39] 分電盤 昭和 16 年 10 月製造

その他、分電盤〔図 38・39〕が残り、銘板には株式会社杉生電機製作所製で昭和16年10月製造とある。古い設備等はこの他には見られず、設備の導入や改修の時代性については明らかではない。

## 地下

詳細は不明である。底部の端部が面取りしてあり、地下室として使用するには不都合である。端部を部屋のように直角に収めない理由として考えられるのは、水圧を逃がすために端部に力をかけないように面取りすることがある。つまり、水槽として使用する場合は、この仕様は一般的に見られる方法である。表面には後に塗られた防水の塗膜が剥離している様子が確認できるが、当初のものではないと考えられる。こうした点からも元々水槽として使用していたものを、野口研究所となってからも再利用したものと推測される。



〔図 40〕 地下水槽



〔図 41〕 地下水槽の床端部納まり

4-2. 旧理化学研究所板橋分所建造物実測図作成委託業務報告書  
(平成 28 年 11 月 11 日作成)

凡例

1. 本書は、旧理化学研究所板橋分所建造物実測図作成委託仕様書に基づく業務報告書である。

2. 執筆者

編集・執筆	二村 悟	有限会社花野果代表取締役 博士 (工学)
実測・図面作成	防越麻美	フリー 工学院大学後藤研究室 0G 修士 (工学)
	柳原奈穂子	フリー 工学院大学後藤研究室 0G
	籾山英範	工学院大学大学院修士課程 2 年 後藤研究室
	斎藤史弥	工学院大学大学院修士課程 1 年 後藤研究室
	山村 暢	工学院大学 4 年 後藤研究室
	河野 淳	工学院大学 4 年 後藤研究室
	荻野 航	工学院大学 3 年 後藤研究室
	岡崎灌涵	工学院大学 3 年 後藤研究室
	板橋区担当者	小西雅徳
吉田政博		板橋区教育委員会文化財副係長
千葉佳夜		板橋区教育委員会文化財係員

3. 実測調査日 2016 年 9 月 28 日、30 日、10 月 6 日

注：本報告書の記述は調査当時の状況を表している。また、明らかな誤記・誤植等は修正した。

## 調査報告

旧理化学研究所 B 棟（財務局台帳 357 号棟、理研通称・X 線棟）

B 棟は、鉄筋コンクリート造平屋建て、一部地階付の建物である。旧東京第二陸軍造兵廠火薬研究所施設の一つで、当時の名称は、財務局 No. 357 爆薬理学試験室である。本稿では、理化学研究所で使用されていた B 棟を採用している。

建築年代は、理化学研究所によると、昭和 16 年竣工とされる。ただし、爆薬理学試験室として見ると、昭和 12 年の配置図（『大日記乙輯昭和 13 年』所収）には描かれており、配置図に見る規模は現在と同程度である。昭和 9 年の地図（『大日記乙輯昭和 9 年』）には描かれていないので、建築年代は昭和 10～12 年頃と推定される。

外壁は、リシン吹付仕上げである。元の外壁にモルタルを塗り、その上にリシンを吹き付けていると考えられるため、当初の痕跡はほとんどわからない。南側のテラスと外壁との取り合い部分 [写真 1] から、当初の壁面からテラスが付くので、テラスは当初からあったと推定される。テラスとの取り合い部分で、当初の壁面から約 30mm の厚みで下地材としてモルタルが塗られていることが確認できる。

地下 1 階は、南側のテラス下部分の剥離を見ると、比較的新しい時代に、下地のモルタルは 10～15mm 程度の厚みで仕上げにリシンが吹付られている。1 階は下地が厚いため壁面が平滑だが、地階は下地が薄いため柱型を確認することができる。この部分には、縦板を型枠としたコンクリート壁面が確認できる [写真 2]。これは幅の狭い型枠用の板を使用しているためで、当時は現在のような幅広の構造用合板を使用していないため、同時代の鉄筋コンクリート造の型枠に関するどの文献でも板幅は書いていないものの、図としては幅の狭い板材が柱などの幅の狭い部分では縦に使用されている。ただし、壁面の場合は、これらの図では、板材は横に使用しているので、テラス下の狭小な壁面であるため、縦板の型枠としたのだろう。つまり、この型枠跡は当初の状態であると考えられるが、建物全体の仕上げがそうであったかは明らかではない。



【写真 1】 テラスと外壁との取り合い



【写真 2】 テラス下の壁面にある縦板の型枠跡

鉄筋コンクリート造であれば、リシンだけを吹き付けることもできるので、テラス下の外壁のように当初の型枠の跡を確認できるが、多くの部分をモルタルで下塗りしているということは、当初から外観を大きく改変している可能性もある。

柱間は、東側から 4.7m、4.7m、4.7m、5.1m、5.1m、6.5m となる。柱間を見る限りでは、階段から東側と西側で異なっている。

庇は、B棟には4ヶ所残る。西側端部の6.5mの室に繋がる北側道路沿いの開口部には、約1900mmの軒出がある庇が付く。他の3ヶ所は、約1450mmの軒出なので、この部分が最長である。いずれも同じように軒裏に水切りが施されているので、当初のままと推定される。現在、庇部分に出入口が無く、壁で埋められている箇所もあるが、当初、庇部分に出入口があったことは間違いない。

中央の玄関ポーチは、現在は2本の柱で支えられている。柱は、打音による振動から内部は空洞である様子が把握できる。また、柱の頂部にあるリシン吹付の欠損部分からスチールプレートが確認できる[写真3]。この2点により、柱は鉄骨の角柱と考えられ、その頂部にスチールプレートを載せて柱と溶接しているのだと考えられる。柱は、庇の荷重を受けた状態となり、スチールプレートを下から後打ちアンカーボルトで接合している。仕上げの欠損部分に当初の仕上げが見えているが、明らかに鉄柱を後から添えているので、理化学研究所時代となって、この出入口をメインで使うようになり、安全面を考慮して補強されたのだろう。



[写真3] ポーチと庇との取り合いの仕上げ欠損部分

建具類は、ほとんどがアルミサッシに更新され、管見の限りでは当初の建具は見られない。メーカーの一つは「栗山アルミ・サッシ」で、これは現在の栗山アルミ株式会社と考えられる。同社ホームページによると、昭和39年に栗山アルミ株式会社としてサッシ部門を独立したとあるので、昭和39年を上限として、これ以降に一部のアルミサッシは更新されたことになる。西側端部の部屋は、西側と南側に窓があり、共にアルミサッシに更新されているが、元の痕跡を見る限りでは、当初は同じ高さで、

現在よりも開口部が広がったことがわかる [写真 4]。南側の外壁面を見ると、階段よりも西側部分には当初の広い開口部の様子が残る [写真 5]。一方で、外部にテラスが廻る東側部分の窓は全面的にアルミサッシに更新されているが、当初の開口部の様子は、下地のモルタルと仕上げのリシン吹付で均されていて確認できない [写真 6]。

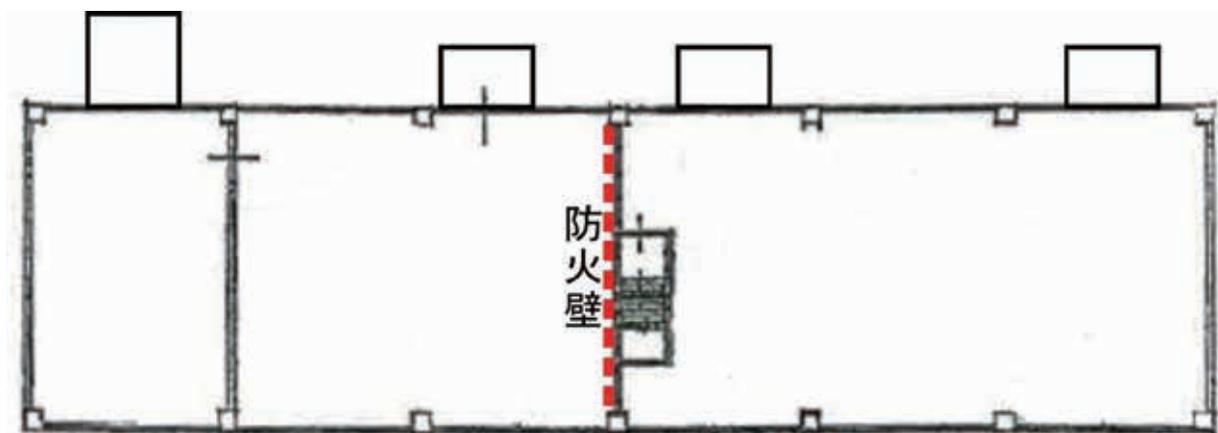


[写真 4] 西側端部の部屋の西側と南側



[写真 5] 階段より西側の開口部（南側）

[写真 6] 階段より東側の開口部（南側）



[図 1] 間仕切りを除外し、庇を記入 ※理化学研究所提供資料に筆者が加筆

内壁は、簡易間仕切りと LGS 下地 PB 貼りとしている箇所が多く、その壁を除外し、庇を書き込んだ模式図が [図 1] である。室内で各室を移動できたかどうかについては不明だが、旧野口研究所内の爆薬製造実験室がそうであったように、各室の入口に庇を設けて独立性を高めている。この点で見れば、東側の部屋も壁で仕切られていた可能性がある。また、階段脇の建物中央の壁は、小屋組まで立ち上がって切妻状になっており、防火壁の役割を果たしていたことがわかる。



[写真 7] 地下北側 ハンチの一部は壁面内 [写真 8] 地下南側梁のハンチ 天井も傾斜

地下の天井高は、桁行の梁下で 1700mm しかなく、床のレンガ厚を 60mm とみても、かなり低いことがわかる。

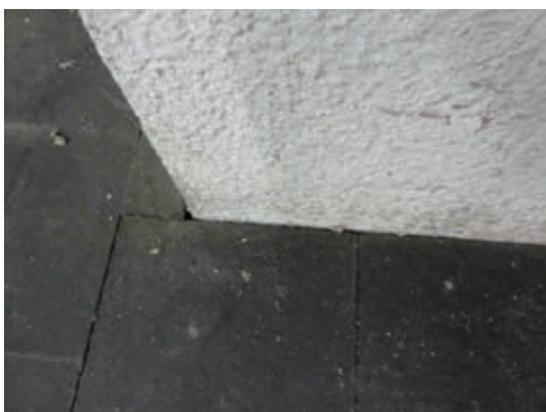
地下の内壁は、北と東側が増し打ちされているが [写真 7]、接続部分に後施工の状態が認められるので、後の改造であろう。梁のハンチを南側 [写真 8] と比較する限りでは、ハンチがすべて見えている南側が 520mm の長さがあることに対して、北側の見えている箇所は 270mm しかないため、250mm 壁がふかされていることがわかる [写真 7]。そこには、点検口のようなものがあるため、空洞になっているものと考えられる。内壁は、リシン吹付仕上げだが、外壁の仕上げとは異なる。

地下室の床は、黒色レンガ貼り仕上げである。レンガ貼り仕上げは、内壁や柱と床仕上げのレンガとの取り合いなども当初から敷かれることが想定された納まりには見えず不自然なため、床の仕上げも戦後の改修であると推定される [写真 9]。また、地下室はリシン吹付仕上げがされているが、柱の根元を見ると吹付仕上げの後にレンガが置かれているように見える。レンガを置くのは、通常重いものを載せて床が傷むのを防ぐため、単に倉庫であれば不要ではないだろうか。地下で何か機械を設置して作業をする必要から、レンガを敷いたと考える方が自然である。

巾木は、鉄筋コンクリート造の壁面なので、野口研究所内の試験室 No. 552 のようになくても不自然ではないが、レンガが敷かれているためなのか確認できない。レンガを敷くことが前提であれば、巾木は床上に設けられるはずである。現在のリシン吹

付は戦後のものと考えられるので、この点からも床のレンガは後に敷いたものである可能性が高い。

ひとつの可能性ではあるが、元々のリシン仕上げをやり直したとすれば、これは主に外部に用いる仕上げ方法であり、倉庫であれば仕上げは必要ないので、地下1階はピロティ状態で南側には開口部がなかったとも考えられなくはない。床仕上げは、巾木や柱の取り合いなどを見る限り、当初のレンガが傷んで更新したというようには見えない。レンガ敷きが戦後のものであるとすれば、地下の出入口は現在の床高に揃えられているので後の改造ということになる。それは、現在納まっているスチールサッシが戦後のものであることからわかる。



[写真 9] 柱と床の取り合い



[写真 10] 階段のササラ桁と床との取り合い



[写真 11] 階段手摺の壁面への取付け

階段は、踏面に使用されている縞鋼板の様子が統一された現代の仕様なので、戦後に更新されたものだろう。階段のササラ桁と床との取り合い [写真 10] を見ても、ササラ桁の納まる部分のレンガを欠いて納めているので、階段はレンガ敷きよりも後の施工であろう。階段手摺の支えも、壁を穿って納められているので後の施工である [写真 11]。

南側の外構に目を移すと、バルコニーと外階段がある。階段との接続 [写真 12] [写真 13] を見る限りでは、コンクリートは一体的には打設されていないことがわかる。階段の取付け部分のコンクリートは、粗骨材が多く [写真 13]、セメントが少なかった昭和 10 年代後半の戦中期に見られる質感にも似ている。上塗りは 30～40mm 程あり、バルコニーから階段まで一体的に仕上げられているようである [写真 12、14]。バルコニーと階段は、取り付け部分で端部が揃っており [写真 13]、バルコニーを通過して階段に向かうには、手摺が邪魔をして一度地面に降りなければならない。手摺は、後付けであると推定されるが、それにしても不自然である。また、バルコニーの端部には、バルコニーからアンカー状のボルトが出ているが、壁面には痕跡が見られないため、手摺用の支柱が建てられていた可能性もある。そうすると、バルコニーとしての使用は、1 階室内からの出入りのみということになる。或いは、外からバルコニーへの侵入を防ぐものであったとも考えられる。バルコニーと外階段との取り付け部分と外階段の側桁の基礎部分に赤レンガ片が確認できる [写真 15]。ただし、斜面の土が流失して浮いてしまい、それに伴って赤レンガ片も経年で失われたのか、すべてに見られるわけではない。赤レンガ片は？×106mm×60mm 程度である。

この他、南側の外壁には窓廻りに庇の痕跡が確認できる。



[写真 12] 左側外階段、右側バルコニー



[写真 13] 左側バルコニー、右側外階段



[写真 14] 階段の上塗り



[写真 15] 階段基礎の赤レンガ片

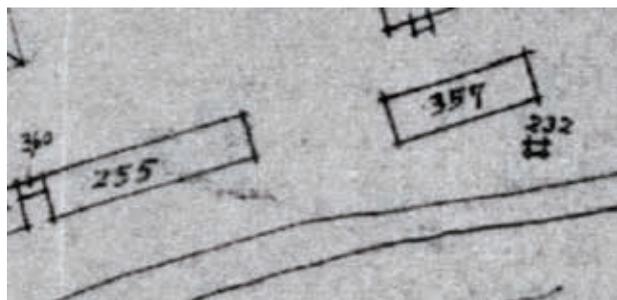
## B 棟考察

## 柱間の検討

柱間は、前記のように階段の東西で大きく異なる。使い方に応じて変化させた推測されるが、その理由は不明である。地盤等については未調査だが、階段西側に地下室がないのは岩盤等の問題で難しかったという可能性もあるが、地下室のある部分とならない部分で柱間を変えていることは事実である。西側端部の部屋の柱間は 6.5 m と特に広く、用途に応じて意図的に変えていたことは事実と考えて良さそうなので、地下室を確保するという問題と用途に応じた問題を同時に解決したとも言えそうである。

一方で建設時期が違うという見方もないわけではない。B 棟は、旧東京第二陸軍造兵廠火薬研究所の財務局 No. 357 爆薬理学試験室で、昭和 12 年の『陸軍省 大日記 乙輯 S12-2-34』の図では No. 357 となっている。けれども、理化学研究所の提供資料（「板橋分所施設配置図」、初出は財務省台帳）によると昭和 16 年竣工とある。この解釈には三通りある。一つ目は、昭和 12 年の地図 [図 2] に描かれたものと同じであるという可能性、二つ目は既存建物に昭和 16 年に増築或いは改築をした可能性、三つ目は全体を新築したという考え方である。2 つの地図上では、規模はほぼ同程度である。昭和 18 年の地図（板橋区役所提供資料）[図 3] では、No. 357 と隣接する No. 255 は現在のように近接して描かれているが、昭和 12 年の地図では No. 357 と No. 255 の間には大きな隔りがある。これは理化学研究所の提供資料（「板橋分所施設配置図」、初出は財務省台帳）によると、No. 255（理化学研究所呼称 C、D、E 棟）の No. 357 側にある C 棟は昭和 13 年築とされるので、昭和 12 年の地図に対して、新築された C 棟がその間を埋めたことになる。北側に建つ No. 164 との関係を見ても、規模はほぼ同程度と言って良い。昭和 9 年の『陸軍省 大日記 乙輯 S9～2.18』には、No. 357 爆薬理学試験室がない。つまり、昭和 9～12 年の間に建てられた建物が解体され、昭和 16 年に新築されたとは考え難い。図が同じで規模であるとするならば、B 棟の地下室を増築したのが昭和 16 年という考え方もある。けれども、この場合は柱間とは無関係である。

現状は、当初の外壁面の分割等の様子ははっきりせず、地図上でも確証となるものはないが、柱間の違いは、建てた時期の違いという可能性はゼロではない。



〔図 2〕『陸軍省 大日記 乙輯 S12-2-34』



〔図 3〕昭和 18 年の地図

## 庇の検討

西側端部の 6.5m の室の庇が最長なのは、単純に考えれば隣接する 255 号棟との接続として、メインの出入口として使われていた可能性である。また、広い部屋なので、多くの人が入り出る、大きなものを搬出入するということから長いとも考えられる。

## 地下室の天井面

地下室の天井は、南側と東側が梁のハンチの勾配と並行するように天井も傾斜が付けられている。型枠を考えると、水平垂直に型枠を設置した方がコンクリートの打設が簡単に思えるが、意匠的な意味で地下の天井にこうした傾斜を施したのか、部屋の用途による問題なのか、この点は明らかではない。例えば、特に窓よりは、南側壁面が全面開放されていた方が有効だと考えられるが、採光の際に天井と壁面の取り合いを直角にして暗部を生み出すよりは淡く天井面を照らすことができるので、室内から室外へ、室外から室内へと至る際の空間や視線の広がりや動きは、傾斜面がある方が効果的であろう。

## バルコニーの検討

バルコニーの手摺は、後に付加された可能性もある。或いは、当初はバルコニーではなく、庇として架けられていたとすれば、地下 1 階の南側がピロティ状態であったとしても不思議ではない。ここをもし最初からバルコニーとするならば、パラペットを少し立ち上げて、手摺の支柱を立てるとか、あらかじめ準備をするのが一般的であろう。現在は、バルコニーにモルタルが塗り込まれており、壁面から端部に向かって水勾配が取られている。もっとも、他の箇所の庇に比べると、少し短いという違いはあるが、全体を他の箇所のように出してしまうと、柱を建てなければ支えられなくなるので短いのだろう。作業上柱が邪魔であったとすれば、柱が不要な出幅で留める他はない。当初、バルコニー側の 1 階に掃出しの窓があったとしても、狭いバルコニーに出る理由が見当たらない。外に出る必要性があったとすれば、気象観測施設のように観測前の天候の確認であるとか、メンテナンス用のものであった可能性が高いのだろう。とはいえ、特別メンテナンスが必要な開口部というのも思い当たらない。単に南側に出たいだけであれば、室内を通っても時間や距離は大差ないだろう。

## レンガの検討

出典が不明ながら筆者が収集したコピーに「(特別寄稿) 八木司郎：(旧東京砲兵工廠銃砲製造所) 第七 武器補給処十条支処の赤煉瓦に関する一考察」という文章がある。ここには、十条支処で確認された赤レンガの刻印が紹介されている。基礎に使用されていたと考えられるレンガ片がバルコニー下に落ちているが [写真 16]、その

表面には「○にホ」の刻印がある。これを照合すると、185号棟（部品工作工場）で同じものと思われる刻印が確認されている。同寄稿の一覧表によると、185号棟は明治38年の建築である。また、サイズは「?×100×56」とあり、確認されたものは226×100×56～60程度なので長辺を除き近似する。しかしながら、ここで確認されているものは「○にホ」であり、寄稿の拓本では「ホ」のみである。「カ」や「サ」「さ」には、○内のものとそうでないものがあるので、バリエーションの違いに過ぎないかもしれないが、同じものとは断定できない。

この他、桜マークのレンガが発見されている。サイズは、225×110×60mmである。

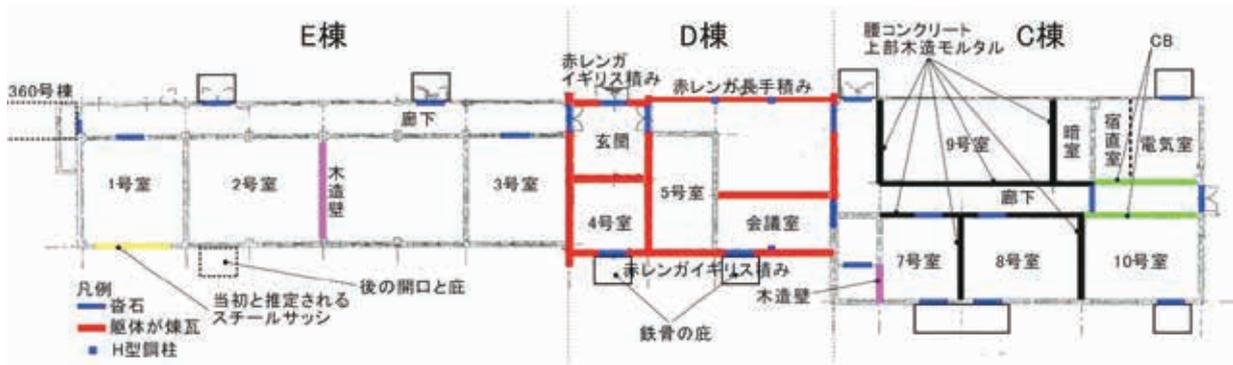


[写真 16] レンガ片

旧理化学研究所 CDE 棟（財務局台帳 255 号棟）

CDE 棟は、理化学研究所の提供資料によると、C 棟は昭和 13 年、D 棟は明治 40 年、E 棟は昭和 6 年の建築である。

C 棟



[図 4] 壁体の図



[写真 17] 左：8号室 右：9号室 廊下側壁面 木造下地とメタルラスが確認できる

CDE 棟の壁体の種類、花崗岩による基石の位置、庇の位置を書き込んだものが [図 4] である。

C 棟は、B 棟から入った中廊下部分の壁体がコンクリートブロックで構成されており、これは比較的近い時代に設置されたものである。電気室にある庇と出入口は、コンクリートブロックがない状態で、広い部屋として使用されていたことがわかる。

7号室、8号室、9号室の壁は、7号室の西側と各室の外壁面を除き、腰は高さ約 900mm がコンクリート、上部は木骨に鉄網（メタルラス）の上モルタル塗とする、木骨モルタル塗の間仕切りであることが、痕跡 [写真 17] と打音で確認された。壁がコンクリートで、中まで詰まっていれば、手で叩いてもパチッという音がするだけだが、中が空洞のため壁全体に音が響き渡る。軽量鉄骨という用語自体は昭和初期には

カタログ等でも確認できるが、『近代日本建築学発達史「建築材料」年表 1850年～1967年』（建築学会,1969）によると、軽量鉄骨の生産は昭和33年に始まっている。また、昭和33年9月に日本建築学会の機関誌である『建築雑誌』で「軽量鉄骨建築の壁材とその接合法」という特集が組まれており、これらに先立って組合等が整備されている。現在、鉄筋コンクリート造の間仕切り下地は軽量鉄骨だが、木骨モルタルで組まれるのは昭和30年代頃までといえそうである。

天井高は、桁行方向（中廊下）の中央から南北側に向かって勾配が取られている。陸屋根なので、屋根面には水勾配が取られるが、C棟とD棟との境の廊下で確認すると、天井の梁間の中央部分が4470mmに対して、梁間の北側端部では4376mmであり、4～5mで約90mmの天井高の差が出る勾配が取られている。同様のことは梁セイにも見られる。9号室〔写真18〕は梁の下端の高さは3994mmで同じだが、天井高は梁間中央近くが4430mm、北側端部が4368mmで、これは10号室等も同様である〔写真19〕。天井面を傾斜させるというのは、中廊下側の梁セイが高く、その分ハンチの傾斜も強い。つまり、中廊下側の柱で南北の広い部屋の空間を支えようとするため梁セイが内側ほど高くなるということだが、梁セイの高さを天井に揃えて梁の下端の高さを変えるのではなく、梁下端の高さを揃えて、天井面全体を梁セイの高さに沿って傾斜を取っているということになる。



〔写真18〕9号室天井



〔写真19〕10号室天井



〔写真20〕暗室と床と開口部取り合い



〔写真21〕9号室と床と開口部取り合い

暗室 [写真 20] 及び9号室 [写真 21] の床は、室内のレンガ敷きと巾木、建具の納まりを見る限りでは、戦後の改修と考えられる。

宿直室は、電気室との壁の天井の取り合いから見て戦後の増設である。

電気室、宿直室、10号室の廊下側の壁はコンクリートブロックで、表面も綺麗なため、戦後の増設である。また、8号室の廊下まで巾木が廻り、10号室のコンクリートブロック壁面との段差で切断されている [写真 22]。巾木が10号室内部に向かって廻っていることから、10号室の廊下側のコンクリートブロックが増設であることは明らかである。また、巾木の取り合いから、当初は電気室、宿直室 [写真 23]、10号室は一体となった広い部屋であったと考えられる。



[写真 22] 廊下と10号室の壁面出隅部



[写真 23] 廊下と宿直室壁面出隅部

9号室の道路側開口部は、比較的古いスチールサッシが使用されているが、開口部外周にはコンクリートを補修した跡があるため、戦後の改修であると考えられる。

7号室の南側開口部の沓石下には、レンガが敷かれている [写真 24]。



[写真 24] 7号室南側開口部沓石下のレンガ



[写真 25] 東洋陶器のロゴマーク

9号室の手洗いには、東洋陶器のロゴマーク [写真 25] を確認することができる。TOTO ミュージアムによると、このマークは昭和7～36年（戦中・終戦直後を除く）に使用されていたもので、品質の優れた高級品に付けられたロゴマークであるとされ

る。併せて、JIS マークも確認できる。このマークは、昭和 24 年制定の工業標準化法に基づき制定された国家規格「日本工業規格」によって付されるもので、平成 17 年 9 月まで使用されていたものである。つまり、この手洗いは、昭和 24～36 年の間に設置されたものであることがわかる。

## D 棟

D 棟は、関東大震災による被害を記した配置図によると、255 号棟として一棟独立して建っており、「第三光澤室」とある。ここでは、正面右寄りからトロッコと思われる軌道の引き込みが描かれている。これが、現在室内に残る軌道跡であろう。また、妻側中央部にも庇か軌道のような跡が描かれている。なお、震災の被害はなかったようである。

玄関部分の正面外壁は、赤レンガのイギリス積みで、サイズは 225mm × 105mm × 57mm である。また、腰壁と上部壁とで荷重を受ける関係で積み方が変わるため壁厚が異なるが、その繋ぎ部分の処理を正面背面 [写真 26・27] 共にモルタルで傾斜面を作って納めている。



[写真 26] 正面外壁腰壁



[写真 27] 背面外壁腰壁



[写真 28] 正面柱型



[写真 29] 背面柱型

また、正面外壁に見られるC棟との接続部分、E棟との接続部分にある柱型〔写真28〕と、玄関部分の出の少ない柱型は、当初のものを残して使用したものと考えられる。柱型は、小口積みを基本とし、赤レンガの1/4を欠いた165mm×105mm×56mm程度の役物レンガで端部を納めている。これは、背面の柱型〔写真29〕も同様である。

玄関部分を除く正面外壁は、腰壁が赤レンガ、上部はおそらく赤レンガの上にモルタルを塗り込んでいると考えられる。赤レンガのサイズは、210～220mm×56～60mm×？で、積み方は長手積みである。外壁は、厚さが125mm程度しかなく、赤レンガを積んだ外壁の内壁腰壁部分にモルタルを打っているとすると、レンガは幅100mmで25mm厚ということになるが、赤レンガを玄関の窓周りのように二丁掛とした幅のサイズを50mm程度に欠いたものをタイル状貼っているのかどうかは明確ではない。また、赤レンガのサイズは、当初と思われる部分とほぼ同じ大きさなので、目地が綺麗に除去できるかどうかという問題はあるが、再利用である可能性は高い。

小屋組は、鉄骨で組まれている。小屋組の時期は、大正12年の関東大震災の復興時に架け替えられたものと推定される。現在、モルタルと想定されるもので野地板に相当する部分を含めて母屋桁まで一体的に被覆されているが、小屋組と母屋桁を接続するリベット〔写真30〕は交換や切断されたような様子は見られないので、屋根の防水は更新されているがそれ以外は震災後のままであると推定される。

また、小屋組にはリベットが使用されている。関東大震災の復興で、帝都復興院及び内務省復興局は都市の不燃化を進め、特に知られるところでは隅田川に架かる橋梁が次々とリベット接合の鉄骨造橋梁に架け替えられるなどの背景がある。このことから、1960年代までは軒並み鉄骨とリベットという組み合わせが多く、この小屋組も震災復興に伴うものであると推定される。



〔写真30〕 小屋組と母屋桁の接続部

D棟には、小屋組を支える幅125mm程度のH型鋼の柱〔写真31〕が、正面（会議室北側の室の道路側）に2ヶ所、背面は室内側（会議室）に1ヶ所〔写真32〕露出している。正面は、室内外に露出しており、外部からは基礎の納まりも確認できる。基

礎は、礎石にアンカーボルトを打ち、ベースプレートをつけて、鉄骨柱をアングル材で押さえてリベット接合している。アンカーボルトはナットで留められている。ベースプレートを溶接していないことと、リベット接合であること、鉄骨表面に防腐処理としてアスファルトが塗られていることなどから戦前期のものと考えられる。礎石の下には割栗石の代用として赤レンガが敷かれている。

背面室内側の鉄骨柱は、壁体はレンガ造の当初のものが残り、腰回りにはモルタルが塗られているため、レンガを積んだ内側に鉄骨柱を建てて腰壁を 125mm 厚でコンクリートを打設したか、レンガの一部を欠いて鉄骨柱を納め、15mm 程度をモルタル仕上げとしているのか、この辺りは不明である。



〔写真 31〕正面の H 型鋼の柱



〔写真 32〕会議室内の H 型鋼の柱



〔写真 33〕玄関 4 号室側の壁



〔写真 34〕軌道の部屋と会議室との境（腰部分）

D 棟の玄関と 4 号室 [写真 33]、会議室の北側の桁行方向の内壁 [写真 34] は、躯体はレンガ造であることが痕跡から確認できる。玄関と 4 号室との間の内壁は、躯体は赤レンガで壁厚は 380mm あるが、腰部分の H=900mm がモルタル塗の上白色塗装、上部は 15mm 程度の厚みの化粧漆喰塗仕上げである。軌道跡の残る室は、下端から化粧漆喰塗仕上げである。

D 棟の軌道跡が残る室は、室内側と C 棟廊下側の両側の壁が小屋組の梁下部分まで

ふかされている。軌道跡が残る室内側には、1990年製の分電盤が埋め込まれており、分電盤への配線はすべて隠されているため、この壁はこの頃に設けられたものと考えられる。壁は、LGS下地に12.5mmと9.5mmの石膏ボードを2枚貼りとしている。



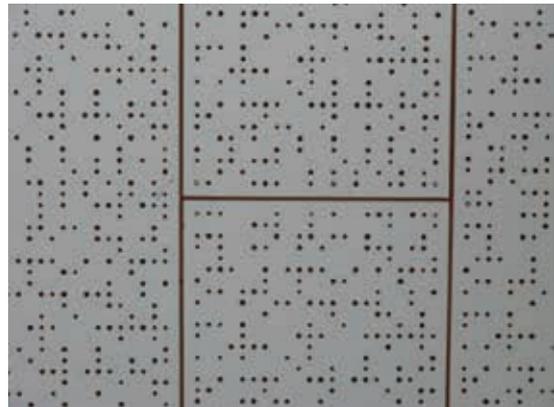
〔写真 35〕 D 棟小屋組



〔写真 36〕 家政大学 22 号棟



〔写真 37〕 家政大学 58 号棟



〔写真 38〕 古いジプトーン

小屋組は、ワーレントラスに鉛直材が付く形である〔写真 35〕。トラスの勾配は異なるが、形状としては家政大学 22 号棟のものと同じである〔写真 36〕。また、母屋桁の納まりや天井裏を化粧として母屋桁を被覆する仕上げも共通する。さらに、部分的に水平ブレースを屋根の傾斜面に入れる仕様も共通している。トラスの形状だけで言えば、58 号棟とも共通する〔写真 37〕。58 号棟は、レンガ造に木造小屋組であったものが、関東大震災後に改修されて鉄骨の小屋組となったと考えられるが、同様に鉄骨ワーレントラスに鉛直材が付く小屋組が納められている。ただし、元々の木造小屋組の母屋桁を転用しているため、トラスの傾斜面にアングル材を付けて母屋桁を受けている。この点は、他の 2 棟とは違う。

4 号室の天井は、昭和 30～40 年代頃に見られた古いジプトーン〔写真 38〕である。会議室の南側に付く庇は、鉄骨を組んで壁面にボルトで接合されているが、その他の接合部はリベット接合であり、時代としては明治というよりは関東大震災後の復興

時期に行われたものだろう。なお、C棟、E棟との接続は、D棟のレンガ壁体に対して、C棟、E棟側にRCのフレームを添わせる格好となっている。

## E棟

1号室の出入口部分の壁は、現在ははつたことによって壁が破損したままの状態に残されている。その切断面を見ると、室内に向かって左側の壁面は窓のすぐ脇からコンクリートブロックが3号室等の開口部の高さと同じ程度まで積まれ、その部分は廊下側に20mm程の厚みでモルタルが塗られていることがわかる。また、上部垂れ壁は鉄筋が露出していることから鉄筋コンクリート造であることがわかる。一方で、右側は、下部にも鉄筋を切断した様子が確認できるため、鉄筋コンクリート造であることがわかる。このことから、当初の開口部から一旦右側を基点にして左側に壁を設けて幅の狭い開口を設け、その後、大型の設備を導入する際に、現在のように内壁をはつたものと想像される。

2号室は、柱間で4スパン分あるが、現在は2スパンで木造の壁を設けて2室としている。区切った東側の室は、昭和37年4月の小糸工業株式会社RC-2型の大型の設備機器が導入されている。この室は、開口部の上部をはつた跡があり、床は嵩上げされている。これは、昭和37年の機械を入れたことに伴う改修であろう。床材は、床を嵩上げした際の改修だが、いわゆるPタイルと呼ばれる塩ビタイルが使用されている。塩ビタイルは、2号室の西側半分（床嵩上げ共）、1号室、会議室なども色は違うが使用されており、同時期の更新と考えられる。

天井材は、1号室は古いジプトーンが使用されているが、D棟の4号室のものよりは新しい仕様である。廊下の天井高は、C棟と同様で、外壁に向かって下がっており、廊下内壁側4369mm、廊下外壁側4342mmで、1.5m程で27mm下がっている。

1号室の南側の開口部は、現在はスチールサッシが納まっているが、これが当初のものであると推定される。2号室、3号室も同じ大きさの建具が納まっていた痕跡は外壁側に残っているが、現在はほとんどが埋められ、アルミサッシが納まっている。

## C、D、E棟の考察

### 大きな改造時期

C、E棟は、巾木が同じものであり〔写真39〕、野口研の火薬研究所も同様のものが使用されている。けれども、旧火薬研究所本館が階段の巾木を人造石研ぎ出しとしているように〔写真40〕、元は人造石で、後に全体をモルタル塗の巾木とした可能性もある。建設時期がそれぞれ違いながら、3棟がほぼ同じモルタル巾木の仕様で、経年変化の状態も共通するという点から見ると、同時期に直しているのではないかという疑問もある。

パナソニックのホームページによると、日本初のプッシュ式インターホンをナショナル（現・パナソニック）が発売したのが昭和35年、同じものかどうかは明らかではないがC棟で確認されたのはナショナル製のトランジスターインターカム（プッシュ式インターホン）である。4号室の天井に見られたジプトーンは、昭和30～40年代の建物に使用例が確認される古い模様のものである。9号室の手洗いは、昭和24年から36年の間に製造された製品である。3号室にある手洗い〔写真41〕は、ロゴから昭和37年から44年に製造されたものである。D棟に見られる東芝製の陶器製ブレーカーヒューズボックスのロゴマーク〔写真42〕は、昭和25年から昭和58年まで使用されたものである。年代の確認できた分電盤は、清家電機株式会社製で昭和35年9月製造である。2号室と3号室の間の部屋に導入された大型の機械は、小糸工業株式会社製で昭和37年4月製造である。この機械が導入されたことに伴う改造と思われる床材の同仕様の塩ビタイルが他の室でも使用されており、昭和30年代から40年代にかけて、こうした大型の機械を導入するようになり、電気容量を切り替えるとか、手洗いや薬品の清掃で衛生設備が必要になり、昭和30年代後半に大きな改造を加えているのではないだろうか。また、大型の機械を導入することで、大型の電気室が必要となり、高額な機器を常駐で管理するために宿直室を設けるなど、広い部屋を細分化して使用するようになったということも推測される。



〔写真 39〕 E 棟巾木



〔写真 40〕 火薬研究所 階段取り合い巾木

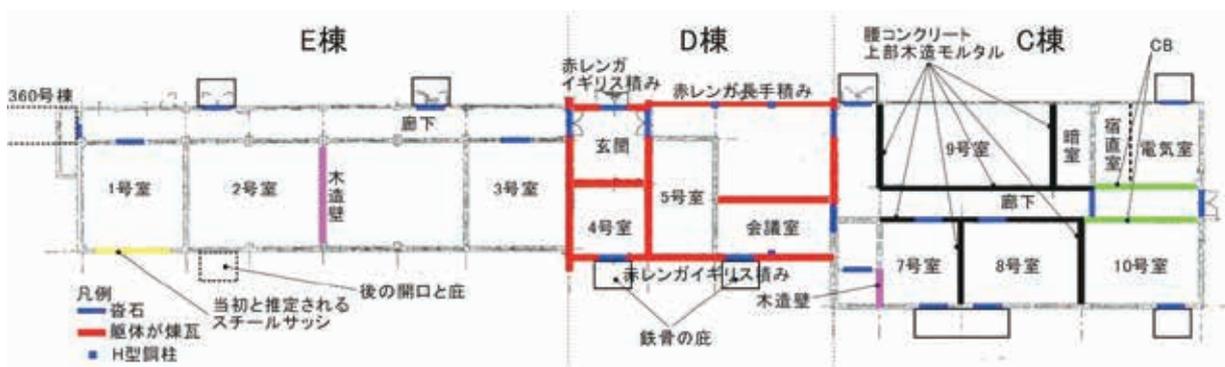


〔写真 41〕 3号室の手洗い



〔写真 42〕 陶器製ブレーカーヒューズボックス

## 庇の検討



[図5] 壁体と庇の図

庇は、[図5] に示すように、D棟の南側鉄骨で組まれたものや、後年増設されたものもあるが、正確な年代は不明である。[図5] に示した位置にあるものは、当初よりあると考えられる花崗岩の沓石と合わせて残るため、建設時からあったものと考えられる。

## 廊下及び天井面の検討

E棟の廊下の梁のハンチは、火薬研究所に比べてハンチが長く、ハンチが両側から伸びてくるため特に中央部の梁セイが極端に低い。C棟の通路の梁にはハンチがない。

## 巾木の検討

巾木は、C棟、E棟は同じ仕様で、モルタル塗の巾木と考えられる。D棟は、近年のビニール製の付け巾木が一部に確認できる。C棟、E棟は、建設時期が7年違うため、同時にすべてを改修したのか、別々の時期に類似させて仕上げたのか、この点については明らかではない。

巾木と建具の納まりとしては、C棟とD棟との接続部分や暗室の出入口、3号室の出入口、7号室の外部への扉等の建具のように、元々は建具が端部に付く外付けであれば、巾木が壁面の小口を廻り込むようにして取付くため、他の箇所は後の改修ということになる。例えば、9号室は、8号室側の出入口とD棟側の出入口は共に壁の小口全体に枠を回すようにして、建具を外付けとしている。

## 沓石の検討

沓石は、花崗岩である。石は、経年変化して滑らかになって行くが、数年での設置の差は、さほど見た目に変化が出ないと考えられるので、同じ時期に出入口の沓石を直したのか、各々の棟で別々に設置したのか、具体的なことは不明である。沓石が設

置されている部分は、戦前からの開口部の位置であることは間違いないだろう。

この点から見ると、D棟の西端部には現在トイレが付くが、この部分に残る沓石は、昭和13年の地図に見られた260号棟（渡り廊下＝昭和18年の地図に記載）を挟んで254号棟と接続していた痕跡であることがわかる。

また、C棟とD棟、D棟とE棟を繋ぐ部分にも沓石が見られる。D棟は、前記のように関東大震災の被災状況を示した地図を見る限りでは、元々独立した建物であったことがわかる。正面に出入口があり、西面にも庇のような絵が描かれているが位置は現在とは違っているので、建設当初は現在の西側の出入口はなかったのだろう。つまり、C棟、E棟を増築した際に開口部を設けて沓石を設置したものと推定される。

### B～E棟の構造

旧理化学研究所内の施設、旧野口研究所内の施設は、旧東京第二陸軍造兵廠火薬研究所の施設である。これらの整備は、関東大震災による被害後に再編された際の姿を残している。旧東京第二陸軍造兵廠火薬研究所施設の調査は、板橋区で調査団を編成して報告が為されているが、これらもほとんどが鉄筋コンクリート造である。

構造が鉄筋コンクリート造である理由は、単純に関東大震災によるレンガ造の倒壊や木造の火災等の被害を受けたものであることは事実である。その背景には、震災復興と都市の不燃化があったが、これ以前からあった法令と関係があるのでそれだけ触れておきたい。

第一次世界大戦後の好況で、全国の都市が急速に都市化を始めたことに対応して、都市計画法と共に、「市街地建築物法」（大正8年4月4日法律37号）が制定され、「市街地建築物法施行令」（大正9年9月29日勅令第438号）、「市街地建築物法施行規則」（大正9年11月9日内務省令第37号）でその詳細が示される。

施行令第5条の高さの規定ではコンクリート造は石造に含まれており、施行規則では第1条10項不燃材料としてコンクリート、13項で壁体の耐火構造として厚さ4寸以上の鉄筋コンクリート造、14項で床又は屋根の耐火構造として鉄筋コンクリート造、鉄骨を有する鉄筋コンクリート造、15項で柱の耐火構造としてコンクリート造や鉄筋コンクリート造他の記述、第30条の防火壁の構造では5項で3寸5分以上の鉄筋コンクリート造などの記述がある。また、第3には「石構造、煉瓦構造及び「コンクリート」構造」があり、第71条では建物の壁体がコンクリート造の場合に第63条から第70条の適用に関してレンガ造と見なすと記されるなど、石とコンクリート、レンガとコンクリートが同等と見なされていることがわかる。

第5は「鉄筋コンクリート」構造で、第88条から第94条まで規定されている。第88条3項には鉄筋コンクリート造に使用するコンクリートにレンガ屑や石炭燼（石炭カス）を使用しないよう記されている。これは、当時、レンガ屑コンクリートなど

と言われ、粗骨材の代用として使用されていたためである。関東大震災で大量に生じた旧火薬研究所のレンガ片は、震災復興時の旧火薬研究所では鉄筋コンクリート造の基礎下に敷く敷き込み砂利の代用に使用されていたことが確認されたが、大量に必要な躯体の粗骨材の代用としては法規的に混ぜられなかったということと、それが構造的に問題であるということが知られていたために、そうせざるを得なかったということでもある。また、市街地建築物法施行規則では、第 64 条でレンガ壁を内壁とする場合の壁厚などが示されており、大正 13 年 6 月の改正ではレンガ造部分も一部改正されている。

見方を変えれば、レンガが大量に出てしまっていて処理しきれないことと、建設費を削減するために、関東大震災で破損しなかったレンガ造の建物をコンクリートや鉄骨で補強しながらそのまま転用したとも考えられる。

市街地建築物法は、関東大震災後にも改正されず、昭和 9 年 4 月、昭和 13 年 3 月、昭和 22 年の改正を経て、建築基準法が施行されたことに伴い、昭和 25 年 11 月 23 日に廃止された。市街地建築物法施行令は、大正 12 年 8 月、関東大震災を経て大正 13 年 6 月、同年 10 月、昭和 4 年 6 月、昭和 6 年 11 月、昭和 8 年 12 月、昭和 9 年 12 月、昭和 14 年 1 月の改正を経て、同じく昭和 25 年 11 月 23 日に廃止された。市街地建築物法施行規則は、同様に各種構造と構造強度に関して度々改正されている。

なお、旧火薬研究所の一部建物が第二次世界大戦後に住宅として利用されたのは、昭和 20 年 11 月 21 日に公布され、ただちに施行された住宅緊急措置令(勅令第 641 号)と住宅緊急措置令施行細則(閣令第 58 号)に基づくものであろう。住宅緊急措置令は、「軍」の文字は見られないが、内地に引き揚げた戦災者等の住宅として、罹災建物、その他の建物(寄宿舍、空き住宅、これに準ずべき住宅を含みこれら以外の住宅を除く)、住宅として使用できる建物以外の工作物(建物)で、当時使用していないものや使用の余裕があると認められるものを住宅として使用するというもので、これは当時使用されていなかった軍事関係の施設の住宅への転用を意図としていたものであろう。

## 5. 文化財関連法規

### (1) 文化財保護法（抄録）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号

#### (この法律の目的)

**第一条** この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

#### (文化財の定義)

**第二条** この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三号第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九号、第十号、第十二号、第二十二号、第三十一号第一項第四号、第五十三号第一項第七号及び第八号、第六十五号並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念

物を含むものとする。

#### (政府及び地方公共団体の任務)

**第三条** 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

#### (国民、所有者等の心構)

**第四条** 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

#### (管理方法の指示)

**第三十条** 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

#### (所有者の管理義務及び管理責任者)

**第三十一条** 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、当該重要文化財の適切な管理のため必要があるときは、第九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体その他の適当な者を専ら自己に代わり当該重要文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節及び第八十七条第一項第一号において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

#### (所有者又は管理責任者の変更)

**第三十二条** 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

#### (管理団体による管理)

**第三十二条の二** 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第百八十七条第一項第一号において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

**第三十二条の三** 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

**第三十二条の四** 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

#### (滅失、き損等)

**第三十三条** 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

**(修理)**

**第三十四条の二** 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

**(管理団体による修理)**

**第三十四条の三** 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。

**(管理又は修理の補助)**

**第三十五条** 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

**(管理に関する命令又は勧告)**

**第三十六条** 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

**(修理に関する命令又は勧告)**

**第三十七条** 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

#### (現状変更等の制限)

**第四十三条** 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (修理の届出等)

**第四十三条の二** 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

#### (環境保全)

**第四十五条** 文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (管理又は修理の受託又は技術的指導)

**第四十七条** 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官

の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

#### （公開）

**第四十七条の二** 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

#### （保存のための調査）

**第五十四条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

**第五十五条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一 重要文化財に関し現状変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

二 重要文化財が毀損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三 重要文化財が滅失し、毀損し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情により改めて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、そ

の身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 第一項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

**第九十二条** 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

#### (土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

**第九十三条** 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

#### (国の機関等が行う発掘に関する特例)

**第九十四条** 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

る。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

#### （埋蔵文化財包蔵地の周知）

**第九十五条** 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

#### （遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

**第九十六条** 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝塚、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、三月を超えてはならない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第二項の命令は、第一項の届出があつた日から起算して一月以内にしなければならない。

5 第二項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、一回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して六月を超えることとなつてはならない。

6 第二項及び前項の期間を計算する場合においては、第一項の届出があつた日から起算して第二項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第一項の届出がなされなかつた場合においても、第二項及び第五項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされた場合

には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第二項の措置を執つた場合を除き、第一項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第二項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

**第九十七条** 国の機関等が前条第一項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第九十二条第一項又は第九十九条第一項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合には、第九十四条第五項の規定を準用する。

#### (文化庁長官による発掘の施行)

**第九十八条** 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

3 第一項の場合には、第三十九条（同条第三項において準用する第三十二条の二第五項の規定を含む。）及び第四十一条の規定を準用する。

#### (地方公共団体による発掘の施行)

**第九十九条** 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(指定)

**第九十九条** 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

**第一百条** 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会（当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第百三十三条を除き、以下この章において同じ。）は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

**第一百一条** 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第

二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べるすることができる。

#### (解除)

**第一百十二条** 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九条第三項から第五項までの規定を準用する。

#### (管理団体による管理及び復旧)

**第一百十三条** 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第百十四条** 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

**第百十五条** 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章（第百三十三条の二第一項を除く。）及び第百八十七条第一項第三号において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

**第百十六条** 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

**第百十七条** 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

**第百十八条** 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定

を準用する。

#### (所有者による管理及び復旧)

**第百十九条** 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、当該史跡名勝天然記念物の適切な管理のため必要があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第百八十七条第一項第三号において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

**第百二十条** 所有者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条並びに第百十五条第一項及び第二項（同条第二項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項の規定を、管理責任者が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条第三項、第三十三条、第四十七条第四項及び第百十五条第二項の規定を準用する。

#### (管理に関する命令又は勧告)

**第百二十一条** 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第三十六条第二項及び第三項の規定を準用する。

#### (復旧に関する命令又は勧告)

**第百二十二条** 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の場合には、第三十七条第三項及び第四項の規定を準用する。

#### (文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

**第百二十三条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

- 一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。
- 二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き

損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき認められるとき。

2 前項の場合には、第三十八条第二項及び第三十九条から第四十一条までの規定を準用する。

#### (補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

**第二百二十四条** 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第百十八条及び第百二十条で準用する第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第百二十一条第二項で準用する第三十六条第二項、第百二十二条第三項で準用する第三十七条第三項若しくは前条第二項で準用する第四十条第一項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第四十二条の規定を準用する。

#### (現状変更等の制限及び原状回復の命令)

**第二百五条** 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

#### (関係行政庁による通知)

**第二百二十六条** 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第百八十四条第一項又は第百八十四条の二第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は

市町村の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会) に対し、その旨を通知するものとする。

#### (復旧の届出等)

**第二百二十七条** 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

#### (環境保全)

**第二百二十八条** 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (管理団体による買取りの補助)

**第二百二十九条** 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

#### (史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定)

**第二百二十九条の二** 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該史跡名勝天然記念物の名称及び所在地
- 二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容
- 三 計画期間

#### 四 その他文部科学省令で定める事項

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第八十三條の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第八十三條の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に掲げる事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 文化庁長官は、前項に認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した者に通知しなければならない。

#### (認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更)

**第二百九條の三** 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項の認定について準用する。

#### (現状変更等の許可の特例)

**第二百九條の四** 第二百九條の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この款及び第五十三條第二項第二十三号において同じ。）を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五條第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

#### (認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施状況に関する報告の徴収)

**第二百九條の五** 文化庁長官は、第二百九條の二第四項の認定を受けた史跡名勝

天然記念物の管理団体又は所有者に対し、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画（変更があつたときは、その変更後のもの。次条第一項及び第二百二十九条の七において「認定史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）の実施の状況について報告を求めることができる。

**（認定の取消し）**

**第二百二十九条の六** 文化庁長官は、認定史跡名勝天然記念物保存活用計画が第二百二十九条の二第四項各号のいずれか適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた者に通知しなければならない。

**（管理団体等への指導又は助言）**

**第二百二十九条の七** 都道府県及び市町村の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をすることができる。

2 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者の求めに応じ、史跡名勝天然記念物保存活用計画の作成及び認定史跡名勝天然記念物保存活用計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な指導又は助言をするように努めなければならない。

**（保存のための調査）**

**第三十条** 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

**第三十一条** 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物

としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

#### (地方公共団体の事務)

**第百八十二条** 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に必要な経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

#### (文化財保存活用大綱)

**第百八十三条の二** 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱（次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。）を定めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

#### (文化財保存活用地域計画の認定)

**第百八十三条の三** 市町村の教育委員会（地方文化財保護審議会を置くものに限る。）は、文部科学省令で定めるところにより、単独で又は共同して、文化財保存活用大綱が定められているときは当該文化財保存活用大綱を勘案して、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下この節及び第百九十二条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容
- 三 当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 四 計画期間

## 五 その他文部科学省令で定める事項

3 市町村の教育委員会は、文化財保存活用地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるように努めるとともに、地方文化財保護審議会（第百八十三条の九第一項に規定する協議会が組織されている場合にあつては、地方文化財保護審議会及び当該協議会。第百八十三条の五第二項において同じ。）の意見を聴かなければならない。

4 文化財保存活用地域計画は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）第五条第一項に規定する歴史的風致維持向上計画が定められているときは、当該歴史的風致維持向上計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その文化財保存活用地域計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存および活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 文化財保存活用大綱が定められているときは、当該文化財保存活用大綱に照らし適切なものであること。

6 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

7 文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

8 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

### （認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更）

**第百八十三条の四** 前条第五項の認定を受けた市町村（以下この節及び第百九十二条の六第二項において「認定市町村」という。）の教育委員会は、当該認定を受けた文化財保存活用地域計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

2 前条第三項から第八項までの規定は、前項の認定について準用する。

### （文化財の登録の提案）

**第百八十三条の五** 認定市町村の教育委員会は、第百八十三条の三第五項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。第百八十三条の七第一項及び第二項において同じ。）を受けた文化財保存活用地域計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下この節及び第百九十二条の六において「認定文化財保存活用地域計画」という。）の計

画期間に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であって第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に対し、当該文化財を文化財登録原簿に登録することを提案することができる。

2 認定市町村の教育委員会は、前項の規定による提案をしようとするときは、あらかじめ、地方文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。

3 文部科学大臣は、第一項の規定による提案が行われた場合において、当該提案に係る文化財について第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定による登録をしないこととしたときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該提案をした認定市町村の教育委員会に通知しなければならない。

#### (認定文化財保存活用地域計画の実施状況に関する報告の徴収)

**第百八十三条の六** 文化庁長官は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の実施の状況について報告を求めることができる。

#### (認定の取消し)

**第百八十三条の七** 文化庁長官は、認定文化財保存活用地域計画が第百八十三条の三第五項各号にいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 文化庁長官は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を当該認定を受けていた市町村の教育委員会に通知しなければならない。

3 市町村の教育委員会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく、その旨を公表するよう努めなければならない。

#### (市町村への助言等)

**第百八十三条の八** 都道府県の教育委員会は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑な実施に関し必要な助言をすることができる。

2 国は、市町村に対し、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするように努めなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、国、都道府県及び市町村は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう相互に連携を図りながら協力しなければならない。

4 市町村の長及び教育委員会は、文化財保存活用地域計画の作成及び認定文化財保存活用地域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。

## (協議会)

**第百八十三条の九** 市町村の教育委員会は、単独で又は共同して、文化財保存活用地域計画の作成及び変更に関する協議並びに認定文化財保存活用地域計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該市町村

二 当該市町村の区域をその区域に含む都道府県

三 第百九十二条の二第一項の規定により当該市町村の教育委員会が指定した文化財保存活用支援団体

四 文化財の所有者、学識経験者、商工関係団体、観光関係団体その他の市町村の教育委員会が必要と認める者

3 協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

4 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## (都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

**第百八十四条** 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項（第三十六条第三項（第八十三条、第百二十一条第二項（第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第三十七条第四項（第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項（第九十一条で準用する場合を含む。）、第八十三条、第八十七条第二項、第百十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三 第五十一条第五項（第五十一条の二（第八十五条で準用する場合を含む。）、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四 第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第五十四条（第八十六条及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。）、第五十五条、第三十条（第七十二条第五項で準用する場合を含む。）又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第九十二条第一項（第九十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第九十二条第二項の規定による指示及び命令、第九十三条第二項の規定による指示、第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、同条第五項又は第七項の規定による期間の延長、同条第八項の規定による指示、第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については、審査請求をすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が、第一項の規定により、同項第六号に掲げる事務のうち第九十四条第一項から第四項まで又は第九十七条第一項から第四項までの規定によるものを行う場合には、第九十四条第五項又は第九十七条第五項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした次の各号に掲げる事務（当該事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務である場合に限る。）により損失を受けた者に対しては、当該各号に定める規定にかかわらず、当該都道府県又は市が、その通常生ずべき損失を補償する。

一 第一項第二号に掲げる第四十三条又は第二百五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第四十三条第五項又は第二百五条第五項

二 第一項第五号に掲げる第五十五条又は第三十一条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第五十五条第三項又は第三十一条第二項

三 第一項第六号に掲げる第九十六条第二項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は、当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

7 前項において準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第一項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務に係るものについての審査請求は、文化庁長官に対してするものとする。

### (認定市町村の教育委員会が処理する事務)

**第百八十四条の二** 前条第一項第二号、第四号又は第五号に掲げる文化庁長官に権限に属する事務であつて認定市町村の区域内に係るものの全部又は一部は、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、政令で定めるところにより、当該認定文化財保存活用地域計画の実施に必要な範囲内において、当該認定市町村の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により、認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を行う場合には、前条第二項、第四項（第三号に係る部分を除く。）及び第五項から第八項までの規定を準用する。

3 第一項の規定により認定市町村の教育委員会が同項に規定する事務を開始する日前になされた当該事務に係る許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又は許可の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）は、同日以後においては、当該認定市町村の教育委員会のした処分等の行為又は当該認定市町村の教育委員会に対して行つた申請等の行為とみなす。

4 認定文化財保存活用地域計画の計画期間の終了その他の事情により認定市町村の教育委員会が第一項に規定する事務を終了する日以前になされた当該事務に係る処分等の行為又は申請等の行為は、同日の翌日以後においては、その終了後に当該事務を行うこととなる者のした処分等の行為又は当該者に対して行つた申請等の行為とみなす。

### (重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

**第百八十七条** 都道府県又は指定都市の教育委員会は、次の各号に掲げる者の求めに応じ、当該各号に定める管理、修理又は復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

三 史跡名勝天然記念物の所有者（管理団体がある場合は、その者）又は管理責任者 当該史跡名勝天然記念物の管理（管理団体がある場合を除く。）又は復旧

2 都道府県又は指定都市の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

### (書類等の経由)

**第百八十八条** この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会（当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。）を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、

勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

**(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)**

**第百八十九条** 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

**(地方文化財保護審議会)**

**第百九十条** 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 特定地方公共団体に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くものとする。

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

**(事務の区分)**

**第百九十二条** 第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県又は指定都市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

**(文化財保存活用支援団体の指定)**

**第百九十二条の二** 市町村の教育委員会は、法人その他これに準ずるものとして文部科学省令で定める団体であつて、事情に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、文化財保存活用支援団体（以下この節において「支援団体」という。）として指定することができる。

2 市町村に教育委員会は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 支援団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村の教育委員会に届け出なければならない。

4 市町村の教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

**(支援団体の業務)**

**第百九十二条の三** 支援団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を行うこと。

二 当該市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用を図るための事業を行うものに対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

三 文化財の所有者の求めに応じ、当該文化財の管理、修理又は復旧その他その保存及び活用のため必要な措置につき委託を受けること。

四 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために必要な業務を行うこと。

#### (監督等)

**第九十二条の四** 市町村の教育委員会は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、支援団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村の教育委員会は、支援団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の教育委員会は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第九十二条の二第一項の規定による指定を取り消すことができる、

4 市町村の教育委員会は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

#### (情報の提供等)

**第九十二条の五** 国及び関係地方公共団体は、支援団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

#### (文化財保存活用地域計画の策定の提案等)

**第九十二条の六** 支援団体は、市町村の教育委員会に対し、文化財保存活用地域計画の作成又は認定文化財保存活用地域計画の変更をすることを提案することができる。

2 支援団体は、認定市町村の教育委員会に対し、認定文化財保存活用地域計画の計画期間内に限り、当該認定市町村の区域内に存する文化財であって第五十七条第一項、第九十条第一項又は第百三十二条第一項の規定により登録されることが適当であると思料するものがあるときは、文部科学省令で定めるところにより、当該文化財について第百八十三条の五第一項の規定による提案をするよう要請することができる。

## (2) 文化財保護法施行令（抄録）

（昭和 50 年政令第 267 号）

最終改正：平成 29 年 6 月 14 日政令第 156 号

### （都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

**第五条** 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十四条第一項又は第九十七条第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 法第三十五条第三項（法第八十三条、第百十八条、第百二十条及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による指揮監督（管理に係るものに限る。）並びに法第三十六条第三項（法第八十三条、第百二十一条第二項（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）、第四十六条の二第二項及び第百二十九条第二項において準用する法第三十五条第三項の規定による指揮監督

二 法第四十三条第四項（法第二百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三 法第五十一条第五項（法第五十一条の二（法第八十五条において準用する場合を含む。）及び第八十五条において準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令（公開に係る重要文化財又は重要有形民俗文化財が当該都道府県の区域内に存するものである場合に限る。）及び法第八十四条第二項において準用する法第五十一条第五項の規定による公開の停止命令

四 法第五十三条第四項の規定による公開の停止命令（文化庁長官が許可した公開に係るものに限る。）

五 法第九十二条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示及び命令、法第九十四条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議、同条第四項の規定による勧告、法第九十七条第一項の規定による通知の受理、同条第二項の規定による通知、同条第三項の規定による協議並びに同条第四項の規定による勧告

2 法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理、法第九十三条第二項の規定による指示、法第九十六条第一項の規定による届出の受理、同条第二項又は第七項の規定による命令、同条第三項の規定による意見の聴取、

同条第五項又は第七項の規定による期間の延長及び同条第八項の規定による指示についての文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内における土地の発掘又は遺跡の発見に係るものにあつては、当該指定都市の教育委員会）が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自らこれらの事務（法第九十三条第一項において準用する法第九十二条第一項の規定による届出の受理及び法第九十六条第一項の規定による届出の受理を除く。）を行うことを妨げない。

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号及び第三号に掲げるものにあつては第一号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第二号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等に係る法第四十三条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等

ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二 法第五十三条第一項、第三項及び第四項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令（公開に係る重要文化財が当該都道府県又は指定都市等の区域内に存するもののみである場合に限る。）

三 法第五十四条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第五十五条の規定による調査（第一号イ及びロに掲げる現状変更等に係る法第四十三条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五十五条第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第百二十五条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第百十五条第一項（法第百二十条及び第一百七十二条第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取

ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域の

うち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十条（法第七十二条第五項において準用する場合を含む。）及び第一百三十一条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五条第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。

6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

7 第四項の規定により同項各号に掲げる事務のうち市の区域に係るものを行おうとする都道府県の教育委員会は、文部科学省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

8 文化庁長官は、第四項第一号ヲの規定による指定区域の指定をしたときは、その旨を官報で告示しなければならない。

9 第一項本文、第二項本文、第三項及び第四項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

#### （事務の区分）

**第七条** 第五条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第三項（第二号に係る部分を除く。）及び第四項の規定により都道府県又は市が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

### (3) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抄録）

(昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号)

最終改正：平成 27 年 12 月 21 日 文部科学省令第 36 号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

#### (許可の申請)

**第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
- 二 出土品の処置に関する希望

**(許可申請書の添附書類等)**

**第二条** 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

**(終了の報告)**

**第三条** 法第二百五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行つた場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

**(維持の措置の範囲)**

**第四条** 法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

**(国の機関による現状変更等)**

**第五条** 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第百六十八条第三項で準用する法第百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

**(管理計画)**

**第六条** 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 管理計画を定めた教育委員会
- 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
- 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
- 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
- 八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

#### (4) 史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則（抄録）

（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 7 号）

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第十五条第一項及び第七十二条第一項（同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。）の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

##### （標識）

**第一条** 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）第百十五条第一項（法第百二十条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別（特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。）及び名称

二 文部科学省（仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称）の文字（所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。）

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

##### （説明板）

**第二条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

## 六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

### (標柱及び注意札)

**第三条** 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

### (境界標)

**第四条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字（特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。）及び文部科学省の文字を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

### (標識等の形状等)

**第五条** 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

### (囲いその他の施設)

**第六条** 法第百十五条第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

(5) 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抄録）

（庁保記第226号 平成12年4月28日 都道府県教育委員会宛て 文化庁次長通知）  
最終改正：平成27年12月21日

地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二四五条の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。）第五条第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

（一） 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

（二） 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

- ①史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合
- ②史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

（三） 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

（四） 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇条第三項において準用する法第四三条第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

- ①当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
- ②当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
- ③重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
- ④当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

## II 個別事項

### 一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令（昭和二五年政令第三三八号）第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

①新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

②改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合

③新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

### 二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する（法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。）。

### 三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

①小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

②既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③小規模な観測・測定機器

④木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であって、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号ヘ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許

可を要しない。

#### 七 令第五条第四項第一号ト関係

(一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

(三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(四) 「捕獲」には、捕殺を含む。

(五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

①「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

②「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

(六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

#### 八 令第五条第四項第一号チ関係

(一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法（昭和二六年法律第二八五号）第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

#### 九 令第五条第四項第一号リ関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

## 6. 重要文化財（建造物）保存活用計画の作成要領

第1章 計画の作成
第2章「計画の概要」の作成
第3章「保存管理計画」の作成
第4章「環境保全計画」の作成
第5章「防災計画」の作成
第6章「活用計画」の作成
第7章「保護に係る諸手続」の作成

### 第1章 計画の作成

(計画区域の設定)

1 所有者等が自主的に計画区域を定める際に留意すべき標準的な土地の範囲を以下に示す。

(1) 重要文化財（建造物）と一体をなしてその価値を形成している土地であって、建造物と併せて重要文化財として指定された土地

(2) 前掲以外の以下に該当する土地

ア 重要文化財（建造物）と一体をなしてその価値を形成している土地

1) 国及び地方公共団体により史跡、名勝、その他の指定・登録等の保護がなされている土地

2) その他当該文化財を理解するために欠くことのできない土地

イ 重要文化財（建造物）と一体をなしてその価値を形成している土地の周囲で歴史的な景観や環境を形成している土地

1) 名勝地等、当該文化財が立地する自然の景観や環境を形成している土地

2) 当該文化財で行われた生活や生業と密接に関連する景観や環境を形成している土地

ウ重要文化財（建造物）の保存のために必要な土地

1) 保存修理の実施及び維持管理のために必要な土地

2) 隣接する急傾斜地など当該文化財の保存のために保全を図ることが必要な土地

3) 防火及び消火活動の見地から必要な土地

4) その他防災上の見地から必要な土地

エ重要文化財（建造物）の公開その他の適切な活用を図るために必要な土地

1) 避難路の確保等、災害時の安全性確保のために必要な土地

2) 便益施設整備等、公開その他の活用に伴う利便性の向上のために必要な土地

(計画の内容)

2 保存活用計画に盛り込むべき標準的な内容を以下に示す。

(1) 保存管理計画

1) 保存管理計画は、重要文化財（建造物）の価値の所在を確認し、建造物の部分・部位を区分して保存管理の方針を定める。

2) 重要文化財（建造物）と一体をなしてその価値を形成しているものとして指定されている土地の保存管理については、環境保全計画の中で取り扱うこととする。

3) 保存管理計画は、本指針によるほか『文化財保存・管理ハンドブック建造物編』（文化庁文化財保護部建造物課監修，社団法人全国国宝重要文化財所有者連盟発行，平成6年10月）に拠るものとする。

(2) 環境保全計画

1) 環境保全計画は、計画区域全体を対象として、重要文化財（建造物）と一体的な文化財的価値を守り、その周囲の景観や環境を保全することを目的とし、計画区域及び重要文化財（建造物）以外の建造物を保全内容に応じて区分し、各区分毎に保全の方針を定める。

2) また、重要文化財（建造物）の保存のために必要な当該建造物周囲の土地の環境を保全するために必要な施設（以下、「環境保全施設」という。）の整備等に係る計画を定める。

(3) 防災計画

1) 重要文化財（建造物）を火災や震災等の災害から守り、安全性を確保することを目的とし、防災上の課題を把握し、必要な対策を定める。

2) 耐震対策については、本指針によるほか「文化財建造物等の地震時における安全性の確保について」（平成8年1月17日庁保建第41号文化庁文化財保護部長通知）に拠るものとする。

(4) 活用計画

1) 活用計画は、重要文化財（建造物）の価値を損なうことなく適切な公開その他の適切な活用を進めるために必要な事項を定め、現在及び将来の公開その他の活用についての基本的な方針を定める。

2) 具体的な内容については所有者等の自主的な判断により計画するものとするが、公共性の高い施設を計画する場合や、専門的知識を要する場合は、関係者の意見を聴取して検討する。

3) なお、居住や業務などのもっぱら所有者等の特定の人による日常的な利用に供する用途を継続する場合、及び社寺等でもっぱら宗教施設として供される場合は、状況に応じて活用計画の全て又は一部を省くことができる。

4) 活用計画は、本指針によるほか「重要文化財（建造物）の活用について」（平成8年12月25日庁保建第161号文化庁文化財保護部長通知）に拠るものとする。

(5) 保護に係る諸手続

保存管理，環境保全，防災及び活用に係る計画に盛り込まれた具体的な行為について，文化財保護法及び関係法令に基づき必要な届出，許可等の手続を明確にする。

(調査)

3 所有者等は，計画の内容に応じて必要な以下の調査等の実施について，適切な専門家の協力を得るものとする。

(1) 歴史的環境の調査

ア古図・古文書等の歴史資料による調査

イ古写真・聞き取り等による調査

ウ保全すべき歴史的景観や環境

(2) 自然環境の調査

ア地形・地質，植生，水系等

イ自然災害に対する被害予測と対応策の検討

(3) 建築的調査

ア歴史的調査（創立沿革，価値と特徴等）

イ現況調査（破損状況，構造体の安全性等）

(4) 測量と図化（地形図，配置図）

(5) 計画条件の整理

ア保存・活用の現状と課題

イ地域社会との関連（地域住民・団体の関心や支援の体制等）

ウ法的位置付け及び自治体施策（都市計画，地域整備，文化振興，観光計画等）

(6) 施設等整備に係る調査

ア既存施設等の評価

イ施設等整備の課題と展望

(7) その他保存及び活用に必要な事項

(計画の構成)

4 保存活用計画の構成は，対象とする文化財の種別・性格等の相違や活用方針等により異なるが，以下に標準的な構成を示す。

(1) 計画の概要

ア計画の作成

1) 計画作成年月日

2) 計画作成者

イ文化財の名称等

1) 重要文化財（建造物）の名称

2) 建造物の構造及び形式

3) 所有者等の氏名及び住所

ウ文化財の概要

- 1) 文化財の構成
- 2) 文化財の概要
- 3) 文化財の価値

エ文化財保護の経緯

- 1) 保存事業履歴
- 2) 活用履歴

オ保護の現状と課題

- 1) 保存の現状と課題
- 2) 活用の現状と課題

カ計画の概要

- 1) 計画区域
- 2) 計画の目的
- 3) 基本方針
- 4) 計画の概要

(2) 保存管理計画

ア保存管理の現状

- 1) 保存状況
- 2) 管理状況

イ保護の方針

- 1) 部分の設定と保護の方針
- 2) 部位の設定と保護の方針

ウ管理計画

- 1) 管理体制
- 2) 管理方法

エ修理計画

- 1) 当面必要な維持修理の措置
- 2) 今後の保存修理計画

(3) 環境保全計画

ア環境保全の現状と課題

イ環境保全の基本方針

ウ区域の区分と保全方針

- 1) 区域の区分
- 2) 各区域の保全方針

エ建造物の区分と保護の方針

- 1) 建造物の区分
- 2) 建造物保護の方針

オ防災上の課題と対策

- 1) 防災上の課題
- 2) 当面の改善措置と今後の対処方針
- 3) 環境保全施設整備計画
- 4) 周辺樹木の管理

(4) 防災計画

ア防火・防犯対策

- 1) 火災時の安全性に係る課題
- 2) 防火管理計画
- 3) 防犯計画
- 4) 防災設備（防火・防犯設備）計画

イ耐震対策

- 1) 耐震診断
- 2) 地震時の対処方針

ウ耐風対策

- 1) 被害の想定
- 2) 今後の対処方針

エその他の災害対策

- 1) 予想される災害
- 2) 当面の改善措置と今後の対処方針

(5) 活用計画

ア公開その他の活用の基本方針

イ公開計画

- 1) 建造物の公開計画
- 2) 関連資料等の公開計画

ウ活用基本計画

- 1) 計画条件の整理
- 2) 建築計画
- 3) 外構及び周辺整備計画
- 4) 管理・運営計画

エ実施に向けての課題

(6) 保護に係る諸手続

(計画書の作成)

5 保存活用計画書は以下に準拠して作成する。

(1) 計画書はA4縦版、横書き、左綴じとする。

(2) 配置図は縮尺1/500程度、平面図は縮尺1/200程度とし、原則としてA4版1頁以内に収まる大きさとする。

(3) 保存管理計画には以下の図表を備える。

ア計画区域及び指定土地の範囲と区域の区分（保存区域、保全区域、整備区域等）を示す配置図

イ重要文化財（建造物）及びその他の文化財建造物（都道府県指定有形文化財・市町村指定有形文化財・登録有形文化財・その他）の保護の区分を示す配置図

ウ重要文化財（建造物）の部分の区分（保存部分、保全部分、その他部分等）を示す平面図（必要に応じて立面図、屋根伏図等を加える）

エ重要文化財（建造物）の部位の区分（基準1～5）を示す表（必要に応じて写真に図示したものを加える）

(4) 環境保全計画には以下の図面を備える。

ア建造物等の区分（保存建造物、保全建造物、その他の建造物）を示す配置図

イ環境保全施設（擁壁、保護柵、排水施設、覆屋、火除地、防災道路、屋外防火壁等）の現状と整備計画を示す配置図

ウ文化財周辺樹木の状況（危険木の有無等）を示す配置図

(5) 防災計画には以下の図面を備える。

ア防火管理区域を示す配置図

イ防災設備（火災警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備等）の現状と、設置計画を示す配置図

(6) 活用計画には以下の図面を備える。

ア土地の公開範囲、活用の基本方針を示す配置図

イ建造物の公開範囲、活用の基本方針を示す平面図等

ウ活用及び整備の基本計画を示す配置図、平面図等

エ避難経路、見学経路を含む動線計画を示す配置図、平面図等

(7) 都道府県及び市町村が当該重要文化財（建造物）の保護に関する管理条例や規則等を定めている場合はこれを添付する。

(8) 所有者等が権原に基づく占有者と、当該重要文化財（建造物）の保護に関する取決め等を定めている場合はこれを添付する。

## 第2章「計画の概要」の作成

### 1 計画の作成

(1) 計画作成年月日（改正した場合は、改正年月日）

## (2) 計画作成者

- 1) 原則として所有者等とする。
- 2) 所有者等以外の地方公共団体が作成する場合は、その理由を併記する。

## 2 文化財の名称等

### (1) 重要文化財（建造物）の名称

ア官報告示の名称及び員数

イ指定年月日

### (2) 建造物の構造及び形式

ア官報告示の構造及び形式

1) 建造物と一体をなしてその価値を形成しているものとして併せて指定されている土地その他の物件を含めて記載する。

2) 現状変更後、前掲の内容に変更がある場合は、変更後の構造及び形式とする。

3) 規模を示す寸法が実寸法と異なる場合は、実寸法とする。

イその他特記事項

建造物内部に国及び地方公共団体により保護されている美術工芸品その他の文化財を存置する場合は、指定・登録等の保護の区分と対象を記載する。

### (3) 所有者等の氏名及び住所

1) 法人の場合は名称、所在地、代表者の氏名

2) 文化財保護法第31条第2項に規定する管理責任者がある場合には、その名称及び住所（法人の場合は名称、所在地、代表者の氏名）

3) 文化財保護法第32条の2に規定する管理団体がある場合には、その名称及び所在地

4) 所有者以外の者が権限を有する土地等がある場合には、その者の氏名、住所及びその権原等

## 3 文化財の概要

### (1) 文化財の構成

国及び地方公共団体により保護されている建造物及び史跡・名勝等について、指定・登録等の保護の区分と対象を示す。

### (2) 文化財の概要

ア立地環境

イ創立沿革

ウ施設の性格

歴史的な機能又は用途とその変遷

エ主な改造時期とその内容

### (3) 文化財の価値

指定説明等を参考にして文化財の価値を記す。指定説明をもって代える場合は、指定後に判明した事実等に基づいて加除訂正する。

#### 4 文化財保護の経緯

##### (1) 保存事業履歴

これまでに実施した保存事業（保存修理，環境保全，防災施設等）について，以下の事項を記す。

- 1) 事業年度
- 2) 主な事業内容
- 3) 自費修理，補助事業等の区分
- 4) 事業効果及び事業後に生じた課題

##### (2) 活用履歴

現在の活用内容及び活用のために行った措置について記す。

#### 5 保護の現状と課題

##### (1) 保存の現状と課題

保存管理，環境保全，防災上の観点から，保存の現状と課題について総括的に記す。

##### (2) 活用の現状と課題

現在の活用内容に関連する文化財建造物の保護，安全性の確保等に係る課題を総括的に記す。

#### 6 計画の概要

##### (1) 計画区域

保存活用計画の対象区域を示す。

##### (2) 計画の目的

##### (3) 基本方針

##### (4) 計画の概要

保存管理，環境保全，防災，活用に係る計画の概要を配置図や平面図等で簡潔に示す。

### 第3章「保存管理計画」の作成

#### 1 保存管理の現状

##### (1) 保存状況

重要文化財（建造物）の破損状況について目視による調査を行い，各棟毎に以下の順に記す。床廻り，小屋裏等の目視が困難な場合は関係者の協力を得て行う。

- 1) 基礎
- 2) 軸部
- 3) 組物
- 4) 軒廻り

- 5) 小屋組・屋根
- 6) 造作（縁，天井，建具，その他）
- 7) 塗装・鋳金具

## （2）管理状況

現状の管理体制及び管理の方法について記す。

### 2 保護の方針

計画区域内の各重要文化財（建造物）について，以下に示す方法により部分及び部位を設定して保護の方針を定める。附指定及び指定された土地に含むものとして明示された建造物及びその他の工作物についても，これに準拠した方法により保護の方針を定める。

#### （1）部分の設定と保護の方針

屋根，壁面外観（各面毎）又は各部屋を単位として，以下の標準区分に準じて「部分」を設定して，形式，意匠，技術，その他について保護の方針を定める。

##### ア保存部分

文化財としての価値を守るために厳密な保存が要求される部分で，主として後述する部位の基準1又は2に該当する部位により構成される部分

1) 構造上特に問題を有する場合を除き，壁，柱，床，梁，屋根等の主要構造部及び通常望見できる範囲については，公共の文化財という観点から，原則として保存部分とする。

2) 内部において保全部分又はその他部分とすることができるのは，改造により文化財としての原状が失われている部分，厳密な保存を必要とせずかつ全体としての価値を損なわない部分，管理・活用（もっぱら居住等の用に供するために必要な部分など）及び補強等のために改変が許される部分に限る。

##### イ保全部分

維持及び保全することが要求される部分で，主として後述する部位の基準3又は4に該当する部位により構成される部分

##### ウその他部分

活用又は安全性の向上のために改変が許される部分で，主として，後述する部位の基準4又は5に該当する部位により構成される部分

#### （2）部位の設定と保護の方針

##### ア部位の設定

前項で設定した各部分について，一連の部材等（室内の壁面，床面，天井面，窓及び窓枠，暖炉，軒飾り等）を単位として，目視による観察や簡単な調査によって明らかな範囲で，以下の標準的な区分に準拠して「部位」を設定して保護の方針を定める。

- 1) 基準1 : 材料自体の保存を行う部位
- 2) 基準2 : 材料の形状・材質・仕上げ・色彩の保存を行う部位
- 3) 基準3 : 主たる形状及び色彩を保存する部位
- 4) 基準4 : 意匠上の配慮を必要とする部位
- 5) 基準5 : 所有者等の自由裁量に委ねられる部位

#### イ 部位設定の留意事項

部位の設定にあたっては、以下の点に留意する。

- 1) 保存部分にあっては、装飾が施されるなど意匠上の配慮が必要とされる部位・特殊な材料又は仕様である部位・主要な構造を構成する部位については、原則として基準1とし、定期的に材料の取り替えを必要とする修理が必要とされる部位については基準2、活用又は補強等のため特に変更が必要な部位に限り基準3とする。
- 2) 保全部分にあっては、保存部分との調和が求められる部位については主として基準3とし、活用又は補強のため特に変更が必要な部位についても基準4とする。  
なお、特に保存が必要な部位が存在する場合には、基準1又は基準2とする。
- 3) その他部分にあっては、保存部分と意匠的に一体である部位については基準4とし、その他については基準5とすることができる。特に保存が必要な部位が存在する場合は、基準1又は基準2とする。
- 4) 判断が困難な部位は、文化財保護の観点から上位に区分する。
- 5) 新建材等によって被覆されている部位は不詳とし、覆っている材料の撤去・更新等の是非に関する区分を（ ）で記す。

### 3 管理計画

#### (1) 管理体制

- 1) 管理組織、業務分担、連絡体制等、今後の管理方針について記す。
- 2) 管理を委託する場合は、委託先、委託内容、所有者等との役割分担等について記す。
- 3) 所有者等以外の入居者など権原に基づく占有者がある場合は、その者が行うこととする管理の内容について記す。

#### (2) 管理方法

##### ア 保存環境の管理

建造物の保存環境を良好に維持するために必要な以下の事項について、具体的な管理の方法を記す。

- 1) 清掃・整頓に関する事項
- 2) 日照・通風の確保に関する事項
- 3) 蟻害・虫害・腐朽防止に関する事項
- 4) 風水雪害に関する事項

## 5) その他

### イ 建造物の維持管理

修理届けを要しない小規模な修繕など管理のための行為の内容について、以下の区分別に記す。

- 1) 外構及び基礎
- 2) 縁回り及び床下
- 3) 外壁
- 4) 内壁
- 5) 床及び畳
- 6) 屋根及び雨樋
- 7) 建具
- 8) 金具類
- 9) 塗り及び彩色
- 10) その他

### ウ その他

1) 建造物と一体をなしてその価値を形成しているものとして併せて指定されている造営関係資料その他の物件の管理については、『文化財（美術工芸品）取扱いの手引き』（文化庁文化財保護部美術工芸課平成9年3月）に準拠して行うものとし、保管方法等についての計画を定める。

2) 修理に伴って取り外された保存古材の保管方法等についての計画を定め、部材名称、員数、保管場所等を記した目録を備える。

## 4 修理計画

(1) 当面必要な維持修理の措置

(2) 今後の保存修理計画

ア 根本的な保存修理の必要性と、事業実施の見通しについて記す。

イ 具体的な事業計画がある場合はその概要を記し、別途修理計画を作成する。

## 第4章「環境保全計画」の作成

### 1 環境保全の現状と課題

計画区域全体を対象として、保存管理計画の対象とした重要文化財（建造物）の周囲の環境（重要文化財（建造物）以外の建造物を含む）を、重要文化財（建造物）と一体的な保全を図る観点から、その現状と課題を記す。

### 2 環境保全の基本方針

今後の環境保全に関する基本的な方針を記す。

### 3 区域の区分と保全方針

(1) 区域の区分

建造物と一体をなしてその価値を形成している土地として指定されている土地及びその他の計画区域の全体を，以下に示す標準的な区分に準じて区分して保護の方針を定める。

#### ア保存区域

重要文化財（建造物）を含む区域で，この区域内では，原則として新たに建造物等を設けず，土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。

#### イ保全区域

保存区域に隣接する区域で，歴史的な景観や環境を保全する。この区域内では建造物等の新築・増改築及び土地の形質の変更は，原則として当該文化財建造物の管理若しくは防災上必要な場合に限る。

#### ウ整備区域

重要文化財(建造物)の活用のために必要な施設の整備を行うことのできる区域で，状況に応じて建造物と一体をなしてその価値を形成している土地として指定されている土地の一部を含むことができる。

#### エその他

計画区域の実情に応じて自然環境保全区域等を設定する。

### (2) 各区域の保全方針

前項で設定した各区域について，以下の事項について定める。

#### ア防災・管理上必要な施設の設置方針

#### イ土地・樹木等の自然に係る景観や環境の保全方針

#### ウ整備区域における整備方針

- 1) 土地の整備方針
- 2) 活用に伴い必要な施設の設置方針

## 4 建造物の区分と保護の方針

### (1) 建造物の区分

計画区域内に所在する重要文化財（建造物）以外の全ての建造物について，以下の標準的な区分に準じて区分する。

#### ア保存建造物

保存区域に所在する建造物で，重要文化財（建造物）に準じて保存を図るもので，以下のものが該当する。

- 1) 地方公共団体により指定・登録等（登録は国登録を含む）の保護がなされている有形文化財（建造物）及び史跡，名勝等を構成する要素となっている建造物
- 2) その他所有者等が自主的に保存を図ることとするもの

#### イ保全建造物

保存建造物以外の建造物で，歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るも

の。

ウその他建造物

歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの、又は、文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去することとするもの。

## (2) 建造物保護の方針

ア保存建造物

1) 法律や条例に基づいて指定・登録等がなされているものは、当該建造物の制度的位置付けに基づいて所管機関の指導・助言を得て保護の方針を定めるものとする。  
2) その他の建造物については、材料自体を保存して現状の形式を保持することを原則とするが、有効な活用のために部分又は部位を限って行う行為、又は、科学的な根拠に基づく復原であって文化財的価値を向上させる目的で行う行為については現状の形式を変更できるものとし、重要文化財（建造物）に準じて方針を定める。

イ保全建造物

1) 原則として、位置・規模・形態・材料・意匠・色彩を保全する。  
2) 建造物の価値と区域の状況を勘案して、各建造物について、以下のいずれかを選択して、それぞれの保全方針を定める。  
① 保存建造物に準じて保全する。  
② 外観と主要構造部を保全する。  
③ 外観のみを保全する。

ウその他の建造物

その他の建造物について将来的な存置または撤去の方針を定め、存置する建造物と保存・活用上将来新築を予定する建造物について、歴史的景観や環境を損なわないことを原則として位置・規模・色彩・その他の修景の方針を定める。

## 5 防災上の課題と対策

### (1) 防災上の課題

ア当該地域における地方公共団体の治山・治水計画

イ洪水・土砂災害等のおそれ

ウ危険木等の有無

### (2) 当面の改善措置と今後の対処方針

### (3) 環境保全施設整備計画

施設の設置、改修を要する場合は、以下に留意して基本計画を定める。

ア擁壁

1) 擁壁を改修する場合は、石積等の旧擁壁の形式意匠を考慮し、可能な限りこれを尊重すること。

2) 本来擁壁の存在しない位置に新たに設置する必要がある場合は、周囲の歴史的景観や環境に配慮して、材質や工法を選択すること。

3) 水抜きや排水施設の整備と併せて計画すること。

#### イ保護柵

1) 歴史的な景観や環境との調和に留意すること。

2) 公開や管理の都合、修理工事の際の妨げとならないことを併せて検討すること。

3) 建造物に近接して保護柵を設ける必要がある場合は、仮設物や防犯装置などによる代替措置等についても検討すること。

#### ウ排水施設

1) 現在埋没している旧来の排水溝等の施設の有無を確認すること。

2) 目詰まり防止のため、防止装置の付加や管理方法について検討すること。

3) 施設設置後の効果について追跡調査をし、随時対策を講ずること。

4) 台風や大雨の後に必ず点検すること。

5) 定期的な清掃、浚渫を行うこと。

#### エ覆屋

1) 歴史的景観や環境を損なわないものとする。

2) 屋内の重要文化財（建造物）を確実に保護できる構造強度を有すること。

3) 内部空間にある程度の余裕を設け、保存・活用の支障とならないように配慮すること。

4) 換気、採光、防火に十分配慮すること。

#### オ火除地

1) 消火設備の設置計画と一体的に計画すること。

2) 対象建造物から 20 m 程度の範囲を目安として計画すること。

3) 設定後も火除地としての機能の保持を図り、他用途への転用を避けること。

4) 山林に防火帯を設定する際は、樹木伐採後の砂防対策に配慮すること。

#### カ防災道路

1) 経路、道幅、舗装等について所轄消防署等の指導を受けること。

2) 緊急車両用道路としての管理計画を定めること。

3) 歴史的景観や環境との調和に留意すること。

#### キ屋外防火壁

1) 他の施設により代替することが不可能な場合に設置すること。

2) 歴史的景観や環境との調和に留意すること。

#### (4) 周辺樹木の管理

1) 文化財に隣接する樹木は、倒木等により建造物に被害を及ぼすことのないように

管理に努める。

2) 必要に応じて樹木医等の専門家に依頼して診断を行い、樹勢回復、支持材設置、枝払い、伐採等の対策を施す。

## 第5章「防災計画」の作成

### 1 防火・防犯対策

#### (1) 火災時の安全性に係る課題

ア当該文化財の燃焼特性

規模、構造等の特に留意すべき特性について記す。

イ延焼の危険性

近接建物の状況や山林等の周辺環境との関係について記す。

ウ防火管理の現状と利用状況に係る課題

#### (2) 防火管理計画

ア防火管理者等の氏名及び住所

1) 所有者等は、重要文化財（建造物）の防火管理に携わる者を定める。

2) 収容人員50名以上の建造物にあつては、消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第8条第1項に基づく「防火管理者」を選任し、防火管理者に防火管理を実施するために必要な事項を「消防計画」として作成させ、防火管理上必要な業務を実施させる。

3) 防火管理者の選任義務がない建造物にあつては、所有者等は消防計画に準ずる計画を定め、防火管理上必要な業務を実施する。

4) 所有者等の高齢化、少人数化あるいは常駐者不在となっている建造物にあつては、関係地方公共団体、所轄消防署及び地域の協力を得て防火管理の体制を整える。

イ防火管理区域の設定

防火管理の対象区域（以下、「防火管理区域」という。）は、保存活用計画区域及びこれに隣接する区域の実情に応じて、所轄消防機関等の指導を得て定めるものとし、原則として以下の各号に示す土地及び建造物等を区域に含めるものとする。

1) 重要文化財建造物（建造物）に近接して延焼の恐れのある建造物・樹木等（以下、「建造物等」という。）で、重要文化財（建造物）との近接距離が20m以下であるもの、ただし、重要文化財（建造物）または当該近接建造物等の一方の屋根葺材が植物性材料である場合等には近接距離が30m以下であるもの（以下、「第1次近接建造物等」という。）。

2) 第1次近接建造物等との近接距離が5m以下のもの、ただし、重要文化財（建造物）または第1次近接建造物等の一方の屋根葺材が植物性材料である場合等には、近接距離が10m以下であるもの（以下、「第2次近接建造物等」という。）。

3) 警報設備の受信機等を設置するなど防火管理上必要な建物（上記近接距離を超えても第2次近接建造物等とみなす。）。

4) 重要文化財（建造物）の周囲20mの範囲，近接建造物等の周囲5mの範囲の土地。

#### ウ防火環境の把握

防火管理区域内に存在する建造物その他の物件の燃焼特性，火気の使用状況等の防火に係る環境を把握する。

#### エ予防措置

防火管理区域内における火災の発生を未然に防ぐために以下に留意して必要な予防措置について定める。所有者等の権限の及ばない土地の範囲については，関係者と協議の上，可能な措置を講じることに努める。

##### 1) 火気等の管理

- ① 生活，営業，行事等に使用される火気の手扱い
- ② 火災予防条例に基づく火気使用規制
- ③ 喫煙，たき火，花火等の火気管理

##### 2) 可燃物の管理

- ① 危険物の管理
- ② 可燃物の除去・整理
- ③ 防災物品等の活用

##### 3) 警備

- ① 巡回計画
- ② 施錠管理
- ③ 夜間照明等

##### 4) 安全対策

- ① 避難経路等の確保
- ② 収容人員の管理

#### オ消火体制

市町村教育委員会及び所轄消防機関の指導のもとに，初期消火体制と消火訓練計画を定め，年1回以上消火訓練を実施する。

- 1) 任務分担（通報，初期消火，避難誘導，搬出，救護等）
- 2) 訓練実施計画（定期的かつ実践的な訓練の実施等）
- 3) 地域の協力体制（自主防災組織，消防団等との連携，通報体制等）

#### カその他

防火管理区域内での建造物の新築，増改築等は，火災の発生や延焼の防止及び消火活動に障害となる恐れがあることに留意する。

### (3) 防犯計画

#### ア事故歴

き損・放火・盗難等の事故の履歴を記す。

- 1) 事故発生日
- 2) 事故原因
- 3) 被害状況
- 4) 事故後の処置

イ以下の事故防止のために講じている措置を記す。

- 1) き損事故防止に関する措置
- 2) 放火防止に関する措置
- 3) 盗難防止に関する措置

#### ウ今後の対処方針

管理方法の改善等の今後の対処方針を記す。防犯設備の整備については管理方法と関連する基本的な事項について記すものとし、設備の詳細については次の防災設備計画において記す。

### (4) 防災設備（防火・防犯設備）計画

#### ア設備整備計画

1) 以下に示す防災設備（防火・防犯設備）の設置状況（設備内容、設置年度）及び保守管理（点検、維持修理）の現状と課題、及び今後の設備計画を記す。

- ① 火災警報設備（自動火災報知設備、非常警報設備、非常通報設備、その他）
- ② 消火設備（消火栓設備、水噴霧消火設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備、消火器、貯水槽、加圧送水設備、その他）
- ③ 避雷設備（棟上げ導体設備、棟上げ突針設備、独立避雷針設備、独立架空地線設備、その他）
- ④ 防犯設備（防犯灯、監視設備、警報設備、非常通報設備、その他）

2) 防災設備の根本的な改修又は新設が必要な場合は、国庫補助事業で実施する場合の技術的水準に準拠して防災設備計画を定める。

3) 建造物内部に、国及び地方公共団体により保護されている美術工芸品その他の文化財を存置する場合は、それらの保護のために必要な防火及び防犯上の強化措置を併せて計画する。

#### イ保守管理計画

1) 消防法により定められた定期点検を実施するものとし、同法に定めていない防火設備及び防犯設備についても、同法に準じた点検を実施する。以下に示す標準的な点検方法を目安として、保守管理計画を定める。

- ① 作動点検

加圧送水設備は月に2回以上作動させ、放水機器等は6カ月に1回以上放水する。

## ② 外観点検

機器の配置、損傷状況等6カ月に1回以上点検する。

## ③ 機能点検

防火管理者、消防設備士、または消防設備点検資格者による点検を実施する。

## ④ 総合点検

年1回以上、消防設備士または消防設備点検資格者による点検を実施する。

2) 点検結果に基づき速やかに機能の回復をはかる。

3) 点検、修理、更新についての記録を整えて、防災設備の現況について日頃から市町村教育委員会、所轄消防署等の理解を得ることに努め、緊急時の対応が速やかにできるように努める。

## 2 耐震対策

### (1) 耐震診断

別に定める指針に基づいて耐震診断及び対策の実施に努め、以下の事項について簡潔に記載する。

ア地震時の安全性に係る課題

イ改善措置

ウ今後の対処方針

### (2) 地震時の対処方針

以下に留意して、地震時の対処方針と迅速に対処できる体制を定める。

1) 被災者の救助を優先して行うとともに、文化財建造物とその部材の保護に努める。

2) 主要構造部が大きな変形を被った場合は、支柱・ワイヤー等による支持、立入制限等の措置をとる。

3) 重要文化財（建造物）が大きく破損した場合は、危険部分の撤去・格納、破損部分に対する防水シート被覆、支持材の補加、立入制限等の措置をとる。

4) 破損部分が公共道路等をふさぎ、周囲に甚大な影響を与えることが予想される場合には、可能な限り専門家の立会いを得て、速やかに部材等を解体・撤去して格納する。

5) 重要文化財（建造物）に延焼の危険がある場合は、消火活動に努めるとともに、延焼により消失が確実と思われる場合には解体撤去も含めた適切な対応をとる。

## 3 耐風対策

台風等の強風により建造物に直接の被害が生じる恐れがある場合を対象とし、風倒木及びその他の飛来物による災害に関しては環境保全計画の中で取り扱うものとする。

### (1) 被害の想定

当該地域に及び当該建造物の被災歴を把握し、被害を想定する。

## (2) 今後の対処方針

ア強風時における、遮蔽や支持等の応急措置について方針を定める。

イ恒常的な補強が必要な場合は、耐震性能の向上措置と併せて別途修理計画を作成する。

## 4 その他の災害対策

豪雪その他の災害であって、土地の防災環境に係るもの以外のものについて、以下の内容について記載する。

### (1) 予想される災害

### (2) 当面の改善措置と今後の対処方針

## 第6章「活用計画」の作成

### 1 公開その他の活用の基本方針

『重要文化財(建造物)の活用に対する基本的な考え方』(平成8年12月)に基づいて、公開その他の活用の基本方針を定める。

なお、居住・業務などもっぱら特定の人が日常的な利用に供する用途を継続する場合であって、屋内の公開が困難な場合はその旨を記し、以下の計画の全て又は一部を省くことができる。

### 2 公開計画

#### (1) 建造物の公開

以下に留意して建造物の公開計画を定める。

1) 外観は通常望見できることを原則とし、望見可能な範囲を示す。

2) 外観が通常望見できない場合にあっては、毎年期間を定めて敷地内に立入り望見できるよう努める。

3) 活用内容、保存状況、安全性の観点に配慮して屋内の公開範囲を限定する場合は、文化財としての価値を構成している主要な部分については毎年期間を定めて公開するなどの方策を検討する。

4) 活用に伴って展示施設、家具等を配備する場合は建造物の理解を妨げないように配置に配慮する。

5) 個人有民家などで公開に伴う管理の実施が困難な場合は、当該市町村教育委員会の助言と協力を得て、管理委託等の措置についても検討する。

#### (2) 関連資料等の公開

建造物と一体をなしてその価値を形成している物件として附指定されている関連資料等の動産である文化財の公開については、以下に拠るものとする。

1) 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開については、文化財保護法第53条の規定に拠るものとする。

2) 公開に係る取扱いは、「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項の制定について」(平成8年7月12日庁保美第76号文化庁文化財保護部長通知)に拠るものとする。

### 3 活用基本計画

#### (1) 計画条件の整理

建築基準法・消防法等の関連法規，及び，まちづくり施策に基づく地域計画（都市計画，地域整備，観光計画，環境保全計画等），防災対策（消防計画，防火訓練，震災対策，治山・治水計画，消防団・地元住民の協力等），地域の学習活動（社会教育活動その他の生涯学習活動等），その他の関係行政機関との調整（都道府県及び市町村教育委員会と首長部局の連携等）を図るべき事項について記す。

#### (2) 建築計画

##### ア平面計画

各室の用途や機能分担，動線計画等について記載する。

##### イ施設等整備計画

1) 保存管理，環境保全，防災に係る施設等（保存庫，保護柵，火災警報設備，消火設備，避雷設備，防犯設備，擁壁，排水施設等）

2) 公開，活用に係る施設等（駐車場，便所，博物館・収蔵庫，管理棟，休憩・展望等施設，説明板・標識，照明・音響・空調等）

3) 展示施設，家具，事務機器等の配備に係る計画

#### (3) 外構及び周辺整備計画

#### (4) 管理・運営計画

保存管理，環境保全，防災上の観点を踏まえた活用施設としての管理・運営計画を定める。

### 4 実施に向けての課題

基本計画において未解決の課題や実施の見通し等について記載する。

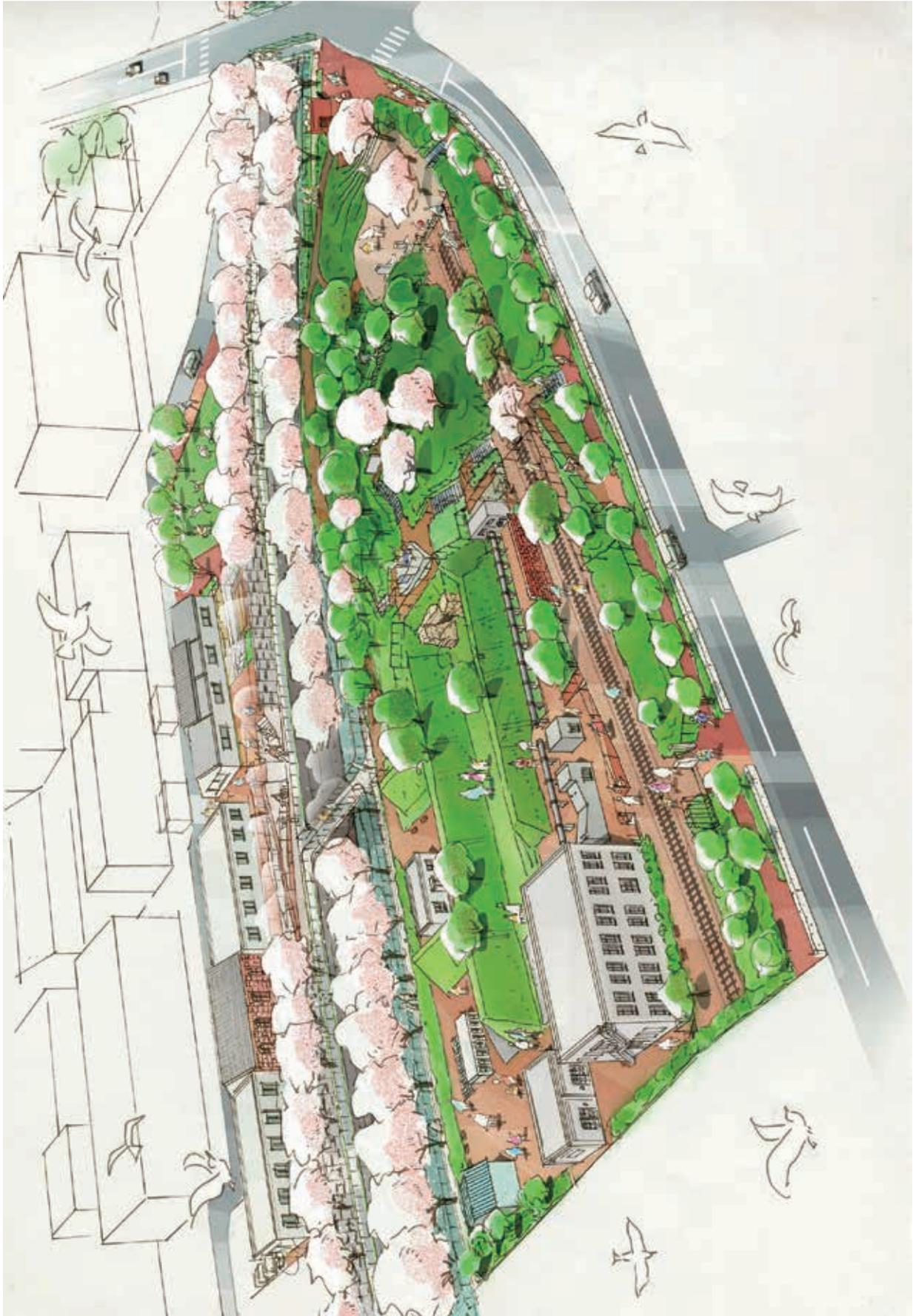
なお，具体的な実施計画が有る場合は，事業期間及び事業の概要を記し，当該設計図書を添付する。

## 第7章「保護に係る諸手続」の作成

1 「保護に係る諸手続」は，計画の内容に沿って今後実施することとする具体的な行為の内容及び，当該行為の実施に関し文化財保護法及び関係法令に基づき必要な届出・許可等の手続について記載する。

2 保存管理計画において保護の区分が明確でない部分・部位に係る行為についての必要な手続は，該当する行為が発生する際に，個別に都道府県教育委員会及び文化庁と協議して定めるものとする。

## 7. 史跡公園イメージパース



史跡陸軍板橋火薬製造所跡保存活用計画

編集 板橋区教育委員会事務局生涯学習課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号

TEL 03-3579-2664 FAX 03-3579-2635

ky-kindaiisan@city.itabashi.tokyo.jp

令和●年●月発行

---

刊行物番号 ●●-●●